

第40回宍粟市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成23年3月7日（月曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 3月7日 午前9時30分宣告（第4日）

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

出席議員（20名）

1番 岸本義明議員	2番 寄川靖宏議員
3番 高山政信議員	4番 秋田裕三議員
5番 西本諭議員	6番 岡崎久和議員
7番 東豊俊議員	8番 福嶋齊議員
9番 大倉澄子議員	10番 實友勉議員
11番 大上正司議員	12番 木藤幹雄議員
13番 山下由美議員	14番 岡前治生議員
15番 山根昇議員	16番 藤原正憲議員
17番 伊藤一郎議員	18番 岩路昭美議員
19番 小林健志議員	20番 岡田初雄議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 畑中正之君	書記 榎谷米男君
書記 長尾紀子君	書記 原田渉君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	釜 田 道 夫 君
一宮市民局長	西 山 大 作 君	波賀市民局長	山 本 久 男 君
千種市民局長	山 本 繁 君	企 画 部 長	伊 藤 次 郎 君
企 画 部 次 長	岡 崎 悦 也 君	総 務 部 長	清 水 弘 和 君
市民生活部長	大 谷 司 郎 君	健 康 福 祉 部 長	秋 武 賢 是 君
産 業 部 長	平 野 安 雄 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 学 君
土 木 部 長	神 名 博 信 君	水 道 部 長	米 山 芳 博 君
教育委員会教育部長	福 元 晶 三 君	総 合 病 院 事 務 部 長	広 本 栄 三 君
消防本部消防長	野 崎 信 君		

(午前 9時30分 開議)

○議長（岡田初雄君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（岡田初雄君） 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可します。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） おはようございます。

それでは、定例会に当たりまして、一般質問を行います。

国においては、新年度の予算が審議中でございますけども、本日の朝のテレビ、新聞等を見ますと、現職の大臣が辞任するというような形で、本当に私ども国民の目から見れば、これでいいのかなどというふうに変に心配するところがございます。

日本全体を見てみますと、本当に出口の見えない閉塞感に包まれている現状ではないかな、こんなことを感じます。経済でも外交でも日本は急速に地盤沈下をしている、多くの国民が前途に不安を抱いている、このような状況でございます。

政権が変わり、民主党への期待は幻滅、怒りへと変わっているのではないかと、このように私は感じております。しかし、また自民党の古い政治に戻ってほしくない、こんな希望もあるのではないかなど、このように思います。私は、日本共産党として今の政治を打開をしていく、新しい展望を示していく、こんなことのためにも頑張っていきたい。このことを冒頭申し上げまして、一般質問に入らせていただきたいというように思います。

まず最初は、地域公共交通についてであります。

これにつきましては、検討委員会でいろいろ案が出されております。最初に、平成23年度本当に試行運転についてお尋ねをするものであります。

合併して6年目に入っておりますけども、一番遅れているのがこの地域公共交通の事業展開ではないかなというように、私は何回も本議場で、また委員会等でも指摘をしてまいりました。やっと、実証運行の試行がなされるということについて、期待しているところであります。

事業計画を見ますと、一つは波賀、千種間の実証運行、それからまた地域公共交

通につきましては、山崎の待合所における観光案内所の設置、またもしもしバス停留所の整備、それからわかりやすいバスマップ、それから公共交通への利用転換等へのPR活動、それからもしもしバス運行ルート of 拡張、それからおもいやり号運行ルート of 拡張、波賀ミニバスの利便性向上など、こんなことが言われておりますけれども、改めて平成23年度の実施計画について簡単にお尋ねするものであります。

また、全国的に調べてみますと、こうした公共交通について、やはり定額運賃制を導入すべきではないかなというふうに思います。調べてみましても100円とか、200円とか、こんな形で定額運賃で、定額で運行されているのが成功している事例でございます。

本議会でも、山崎、一宮、波賀、千種をめぐる巡回バス等の導入も検討されているそうでございますけれども、一つは、やっぱり神姫バスに限定しますと、本当に高い運賃になってしまうことが予測されます。そういう点でも、市独自のコミュニティバスを導入して定額運賃制を導入すべきではないか、こうしたことで利便性が図られるんじゃないか、このように思います。そういう視点でお尋ねをするものであります。

また、他市町の事例を聞いてみますと、運賃で違う料金体系を取りますと、なかなか運賃を領収して、また計算もしなければならない。こういった点でもなかなか煩雑な事務量が増えてくる、このようなことも言われております。ですから、100円とか200円とか、定額運賃にすべきではないか、このように思います。その点でお尋ねをするものであります。

続きまして、2点目でございます。

地域情報通信基盤整備事業についてお尋ねをいたします。

これにつきましては、合併後、平成19年、20年、21年、3カ年にわたって、市内全域で光ファイバーケーブルが敷設をされております。調べてみますと、幹線路としては約70キロ、支線路としては510キロ、総延長580キロというように言われております。

また、各家庭に置かれております端末の放送機器は1万2,000台導入されたと言われております。また、事業費については25億3,000万円のお金を用意しております。しかし、本当にこれだけの財政投資をしながら、この情報通信システムが十分役立っているのかどうか、再度検討すべきではないかなというように思います。

私どもは、こうした地域情報通信基盤整備事業について、市内全域ではなく、山

崎などは十分にレジなどについても民間の事業者等がございますので、そうした点では対応できるのではないかなということ、市内一律でないほうがいいのではないかと、こんな指摘をしてみましたが、改めて設置された事業が終わった段階で、旧町ごとに「しーたん通信」の設置状況はどうなっているのか、住宅と事務所を分けてお尋ねをするものであります。

また、よく新聞を見ますと、宣伝広告という形でWINKの勧誘が延長しましたから再度入ってくださいというようなことが、たびたび宣伝広告でなされております。旧町ごとにWINKの加入状況について把握されておりましたら、最新の状況等についてお尋ねをするものであります。

特に、集合住宅の状況でございます。集合住宅につきまして聞いてみますと、マンション、アパートなどでございますけども、入り口までは行っているけども、各戸についてはまだまだ設置が進んでいない、このような状況でございます。こうした点につきましても設置状況等について、把握されている状況等をお尋ねをするものであります。

続きまして、一般廃棄物の処理計画についてお尋ねをするものであります。

この計画については、大変な事業計画でございますので、端的にお尋ねをするものでございます。

まず最初に、資源ごみのリサイクル、分別を強めるべきではないか、このように思いますし、また、集団回収等も今、小学校、中学校、幼稚園等で行われておりますけども、自治会等にも含めて集団回収を進めていくべきではないかと、このように思うわけであります。

特に、今、計画をされております宍粟市の今後の状況を見ますと、17種類に分別をするということをおっしゃっております。また、そのうち12種類は資源ごみ、このようなことが言われております。しかし、ほかの先進的な事例を見ますと、本会議でも民生生活常任委員長が報告されましたけども、善通寺市などでは23品目にわたって分別回収がなされていると、このように言われておりますので、こうした点について最初お尋ねをするものであります。

また、今、にしはりま施設の新しい施設への搬入が予定をされております。一般家庭、生活ごみについては、やむを得ない側面もございますけども、こうした資源ごみについては、一旦テクノまで搬入しなくてもいいのではないかなというふうに思います。あくまでも事業計画として挙がっておりますけども、もう少しゼロエミッションを掲げる本市でございますので、自分のところで出た資源ごみ等につきま

しては、市内で処理をしていく、地元で処理をしていく、そうしたことで、経費節減が図られるんじゃないかなと、このように思います。計画として挙がっておりますけれども、再検討について答弁を求めるものでございます。

続きまして、消費生活者相談の充実についてでございます。

ちょっと調べてみますと、平成21年度の決算資料によりますと、平成21年度だけで、市民税については4,700万円の滞納、法人につきましては186万円の滞納、固定資産につきましては9,000万円の滞納、軽自動車税が330万円の滞納、国民健康保険については1億700万円の滞納、合計実人数で2,440人、合計しますと2億5,000万円近い滞納が出されております。

また、一方では不納欠損ということで、これは平成21年度の決算で実人数にして257人、4,865万円の不納欠損ということで、税金が欠損という形で扱われております。こうした点を見ましても、滞納につきましては、いろいろと説明を受けるわけでございますけれども、厳格に対応すべき点、また、減免とか懇切丁寧な分割納入などについて対応すべきではないかなというふうに思います。

しかし、一方では、現在、いろんな自治体でこうした滞納をしている世帯、人に対して、多重債務者が相当多くあるんじゃないかなというふうに思います。こうした点でもう少し懇切丁寧に対応しながら、市としては多重債務の整理はできませんけれども、弁護士さんとか、そうした関係の方々に相談をして、まず、多重債務を整理して、その中で税の滞納を納めてもらう、こんなことも取り組まれている自治体もございますので、その点もう少し相談窓口を充実すべきではないかなというふうに思います。この点でどうなのかお尋ねをします。

また、税の滞納につきましては、市民局ごとにもう少し、職員等につきましても、こうした多重債務の関係とか、分割とか、減免など、こんな方策等についても窓口で対応すべきではないかなというふうに思います。こうした点で、職員の研修等はどうなっているのかどうかお尋ねをするものでございます。

続きまして、5点目でございます。

一宮・西深地区の皆伐山林の対応等についてお尋ねをします。

この地区におきましては、人家裏山山林が皆伐をされまして、まだ植林がされずに現在そのまま放置をされております。特に、裏山の人家の方々につきましては、山崩れ、災害の危険が本当に心配をして、なかなか台風等が来たときに、おちおち寝ることができない、こんなことが言われております。あくまでも民有地の皆伐、伐採でございましたけれども、特に治山事業等につきまして、民家の裏山でございます

ので対応できないのかどうか、最初にお尋ねをします。

今後、特に宍粟市におきましても、山林の間伐、皆伐等につきましては、今から進められていくわけでございます。しかし、しっかりとこうした皆伐をされる場合、後の植栽、植林についても丁寧な事後指導が必要ではないかなど、このように考えるわけでございます。こうした点でいろんな方策が考えられないのかどうか、お尋ねをするものでございます。

また少し、この一宮・西深地区の関係とは外れてまいりますけども、特に、人家近くで動植物を飼われて、これで営業されている方も何ぼか見られるわけでございます。こうしたところを見ますと、あと生活排水の関係、においの関係等について、非常に苦情も聞くところがございます。こうした点で、やはり、こうした動植物の飼育、繁殖、営業行為等について、一定きちとした規制要綱等を設けるべきではないかなという、このように考えるわけでございます。こうした点でお考えがないのかどうかお尋ねをいたします。

以上で、5点にわたって質問通告をいたしました。明快な答弁を期待して冒頭の発言にかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 山根 昇議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） おはようございます。引き続き、御苦労さまでございます。

それでは、山根議員の質問にお答えをいたします。

平成22年4月1日から、宍粟市くらしの消費者相談窓口として、専門相談員を配置し、多重債務を含めさまざまな消費者相談を実施をいたしているところであります。

中でも、多重債務者につきましては、救済のため広報、あるいはまた「しーたん通信」・税務相談等で呼びかけを行っており、平成22年度で7件の相談に対応いたしております。

また、税の滞納者に対する対応といたしましても、今年度新たな取り組みとして、催告書の発送にあわせて滞納額が10万円以上の滞納者、約700人でございますが、これらに対しまして、多重債務者等のグレーゾーン金利過払い金についての相談案内のチラシを同封するなど、納税相談と消費者行政相談との連携を図る中で、きめ細やかな対応に取り組んでいるところであります。

その結果、既に数件の多重債務に関する相談を受け、司法書士等への相談等によって、債務残高の軽減に繋がった事例も確認しているところであります。今後とも、

相談体制の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、平成23年度からは、北庁舎におきまして、総合市民相談窓口を設置し、消費者相談をはじめ、人権、保健、福祉、児童等総合的な相談業務を充実を図りたいというふうに考えているところであります。

また、税等の関係につきましての内部研修につきましては、それぞれ担当のほうから申し上げます。

次に、西深地区の皆伐山林の対応についてでございますが、当該箇所は普通林であり、平成20年10月に皆伐を行うため伐採届が出され、伐採後に植林する計画も書かれているところであります。

また、治山事業につきましては、保安林の指定が必要となります。植林されず、森林としての機能を有していない山林となりますと、保安林としても指定をされず、植林を行い、森林としての機能を有した状況になれば、県による審査等で保安林の指定が可能ということもあるわけでございます。

なお、治山事業の実施につきましては、被害が大小にかかわらず、被害が発生した箇所というのが優先をされており、保安林に指定されておりましたも、予防的な治山事業の実施は後回しになるというのが現状でございます。

また、山林の伐採で植林などの指導については、立木を伐採する場合に、森林所有者はあらかじめ伐採届の提出が義務づけられております。その届け出には、植栽事項の記載が必要となっております。その内容が、森林整備計画に基づくものであれば適合通知を出し、その後に伐採ができるということになっております。

森林整備計画では、伐採後2年以内に植栽することを原則としており、従来より指導を行ってきたわけですが、法令等に基づき、逐次指導の徹底ということを図ってまいりたいと思います。

具体的なことには、担当部長がお答えをいたします。

それから、地域公共交通の関係、それから「しーたん通信」の関係、廃棄物の関係等につきましては、副市長並びに担当部長よりお答えを申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 私のほうから、地域公共交通について御答弁を申し上げたいと思います。

実友議員の御質問でも詳細をお答えをいたしております。少しかいつまんでお答えをしたいというふうに考えております。

運行形態につきましては、一つは、基幹軸については神姫バスにお願いをして、

それぞれ役割を持っていただく。特に、平成23年度からは鳥ヶ峠トンネルの開通にあわせまして、波賀～千種間の運行を実証運行で始めたいということでございます。

二つ目には、波賀ミニバスの運行便数を昼の1便を増便します。伴いまして、戸倉、道谷地域に延長してバス停の移設等を行います。

三つ目には、地域の生活の利便性を高めるために、もしもしバス、山崎の運行経路でございますけれども、そのルートが公立宍粟総合病院へ回るような延長をとるということです。

四つ目は、一宮の思いやり号の運行ルートを商業施設、あるいは医療機関へ延長するというふうな、この4点のことについて、平成23年度早々から実証運行したいという計画を立てて、予算化をいたしておるところでございます。

また、運賃の御質問でございますけれども、市内の波賀～千種間を実証する運行を含めまして、幹線については神姫バスで担当いただきまして、神姫バスがお決めになっている運行運賃で実証運行する。そして、支線につきましては、それぞれの路線によりまして、運賃を定めて運行しておるところでございますけれども、市直営の波賀ミニバス以外は、運行収入と経費の差額を市が負担をいたしているところでございます。

コミバス、あるいは定額運賃のことでございますけれども、やはり、問題が少々あるのだなという思いもしております。一つは、当然、財源の問題でございます。もう一つは、宍粟市というエリアの問題でございます。特に、循環運行ができない、それぞれ山崎からそれぞれの旧市民局へ往復運転をするような形態を取らざるを得ないということ、特に支線についてはそのようにも考えておりますし、そういったことがコミュニティバスを運行する妨げになっているんじゃないかと。特に定額運賃につきましては、エリアが広いということもございまして、少し財源的にもそれぞれ市民の理解が得られるのかなという思いもいたしておるところでございます。

そういったことも含めまして、今後は、検証・検討会議の中でもいろいろ議論がなされると思っておりますけれども、特に、利用者のみが運賃を負担するのではなく、やはり、そういった地域全体で利用負担を考えていただくというふうな方策も取る必要があるのではないかとというふうに考えておるところでございます。そういったことについて、今後の議論を待ちたいという考え方も持つておることでございます。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 地域情報通信基盤整備事業関係の設置状況について、お

答えを申し上げます。

まず最初に、「しーたん通信」の設置状況でございますが、2月24日現在の集計でございますが、一般住宅につきましては、山崎町域が対象世帯が6,877世帯に対しまして、設置済みが5,571世帯、81%です。一宮が対象世帯が2,671に対しまして、2,541、95%です。波賀、対象1,261に対しまして、設置が1,203、95%。千種が1,061に対しまして、957、90%。合計で申し上げますと、全対象1万1,870世帯に対しまして、1万272世帯の87%となっている状況でございます。

次に、事業所につきましては、山崎が59、一宮が86、波賀が34、千種が26、合計で205件でございます。設置率につきましては、設置は事業所ごとの希望によって設置となっておりますので、対象の把握ができませんので不明でございます。

次に、旧町ごとのWINKの加入状況でございますが、まず、テレビにつきましては、山崎が2,752で40%、一宮が1,919の72%、波賀が1,203の95%、千種が957の90%、合計で6,831の57%の状況でございます。

次に、WINKのインターネットの関係でございますが、山崎が698件、一宮が657件、波賀が398件、千種が519件、合計2,272件の全体の割合でいたしますと19%の率になっております。

次に、集合住宅の加入状況でございますが、集合住宅は概ね170棟ございます。これに対しまして、142棟が加入の申し込みがっております。そのうち、いろいろ家主さんと入っておられる方の関係の費用負担等、ちょっと課題もございまして、うち現在102棟が完成している状況でございまして、今後その推進を図っているところでございます。

そういった中で、投資効果がどうかという御質問でございますが、お話がありましたとおり総事業費約25億円を要しております。こういった関係で、まずテレビがデジタル化されるということへは十分現在の状況で対応の効果があったというふうに感じております。

また、行政情報「しーたん通信」にございましては、特に、旧山崎区域につきましては、自治会単位の有線放送がございませでした。なかなか行政からの伝達が届きにくいという状況の中で、今回、設置をすることによって情報が全市に行き渡るということの効果もあったと。また、インターネット環境につきましては、たくさんの業者がある中で高速のインターネット環境が2割普及しているということに

については、これも大きな効果ではなかろうかと。また、携帯不感地域の解消につきましては、自治会単位での不感地域の解消がなくなった。光ケーブルを利用したソフトバンクさんでございますとか、そういったところで解消ができたということで総合的に効果があったというふうに判断をいたしておりますし、今後また、推進を図っていく必要があるというように思っております。

次に、消費者生活者相談のところでの内部の研修関係でございますが、まず、全体では、税務課に徴収の対策室を設けまして、昨年、今年と2年間、県より職員を派遣をいただきまして、全体の実務上の研修を行っているところでございます。また、自治研修所関係におきましても、徴収事務担当職員研修ということで、年3回程度職員を派遣いたしまして、そういった専門研修にも努めております。

その結果、貴重な税収でございます、時効の中断をすべきものであるとか、そういった債権の確保に最大限努めまして、適正な中での納税相談を行い、納税の能力がないとか、そういった特別な事情がある場合には、執行停止を行い、先ほどございました、結果的には不納欠損も的確に行っている状況でございます。

また、市民局での窓口対応につきましては、入り口のところの受付は、現在市民局でもいたしております。ただ、専門的なことになると、やはり、いろいろな書類とか法的なこともございますので、内容によっては本庁から出向いたり、こちらに来ていただいたりということで、的確な対応をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 私のほうからは、2点お答えを申し上げます。

まず1点目につきまして、資源ごみのリサイクル、分別を強めるべきではないかということで、集団回収も進めるべきではないかという御意見についてお答えをさせていただきますと思います。

現在、資源ごみの回収につきましては、瓶、スチール缶、アルミ缶、ペットボトルを分別していただいて、収集しているところでございます。

平成25年度より搬入しますにしはりま環境事務組合では、議員おっしゃいましたとおり、資源ごみについては12品目に分別していただいて、そのリサイクルの促進を進めていく予定でございます。

宍粟市では、にしはりま環境事務組合へ搬入する資源ごみが適切に分別されるよ

うに、平成24年度からこの分類によって試行をする計画を進めているところでございます。

一方、各小中学校等PTAや子ども会で取り組まれていますリサイクル資源集団回収事業のでありますけれども、資源ごみの回収費用の軽減とともに、校区や自治会全体で活動をとという地域づくりの観点からも、今後もさらにこの取り組みを拡大していきたいというふうに考えております。

続きまして、にしはりまの施設搬入よりも市内で委託処理をする、回収して経費の節減を図るべきではないかということでございますが、にしはりま環境事務組合では、一般廃棄物処理基本計画によりまして、関係します市町のごみ排出量の推定値を出しまして、それに基づいて施設規模の決定を行っており、市が収集するごみについては、にしはりま環境事務組合のほうへ搬入しなければならないということになっております。

しかしながら、ただいま申し上げましたように、現在、実施していただいておりますリサイクル資源の集団回収の事業、この件につきましては、このにしはりま事務組合の一般処理計画においても、ごみの減量化を進めるシステムとしまして、集団回収の育成を考えておりますので、この取り組みを評価することによりまして、経費の節減に繋がるというふうに考えているところであります。

2点目につきまして、人家近くでの動物などの飼育、繁殖、営業行為についてお答えをさせていただきます。

牛や馬、豚、犬等、家畜につきましては、その飼育数が定数を超える場合は、宍粟市の環境基本条例によりまして、家畜飼育届出書を提出していただくことになっております。公害等の防止方法等もその中に明示しなければならないことになっております。

また、家畜排せつ物法によりまして、家畜の排せつ物は堆肥舎等で適正に管理をすることが義務づけられておりまして、不衛生な管理により基準を超えた悪臭や有害物質を排出した場合については、改善命令等を行うことによりまして、市民の快適な生活環境の保全に努めなければならないというふうになっております。

これらの法規制の中で生活環境の保全を図っていくところでございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） それでは、地域公共交通について再度質問をさせていただきます。

実証運行等につきまして、平成23年度いろいろと検討され、予算化もされているというふうにお聞きをいたしました。特に、波賀～千種間でございますけれども、やはり、神姫バスに委託するというところでございます。波賀～千種間で神姫バスで大型のバスが本当に必要なのかなというふうには私は感じるわけでございます。

私も一宮町を走ってみますと、神姫バスが一宮の一番奥の横山まで運行をされています。大型バスでございます。乗っておられるのは、朝は通学の関係で高校生等多いわけでございますけれども、昼間は本当に大型バスが必要なのかなというふうに思います。

そういう点で、特に検討されております波賀～千種間では、神姫バスではなく市の独自のコミュニティバス等の運行のほうが、もう少し小さい車で運行したほうが実用的ではないかなと。それと、神姫バスですとやっぱり料金体系も相当違ってまいりますので、その点どうなのかなというふうに考えます。その点で、再度検討する余地がないのかなとか、また、神姫バスに委託されますと、波賀～千種間でどのぐらいの料金を検討されているのかなとかお尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 失礼します。今、山根議員がお尋ねになりました神姫バスへの委託というふうな中で、大型は必要ではないのではないかなというふうなことなんでございますけれども、いわゆる道路運送法等々によりまして、現在の幹線道路であります幹線軸にコミュニティバス等々市直営のバスについては、入り切れない、入られないというふうな部分があります。

例えば、斉木の路線が走っておりますけれども、それを中継するというふうなことになりますと、斉木の一番最終地点のところから千種の神姫バスの路線のところまでの間のバス運行というふうなことになります。神姫バスのほうへお願いいたしまして、幹線道路につきましては、安全性も考慮いたしまして、雪の多いところでもございますし、そういった専門の事業所でやっていただくというふうなことがいいのではないかなというふうなことで、神姫バスに委託するという形をとらせていただいております。

一定料金というふうなことでございますけれども、神姫バスのほうへ委託するというふうなことになりますと、同じような形のバスがそこで走っていくわけなんでございますが、その区間だけ一定金額の定額というふうなことになるのは、非常に難しいのではないかなというふうなことを考えております。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） こうした住民の生活の足を守っていく点で、やはり、定額ということにしないと、なかなか今、神姫バスも利用されている方は非常に料金が高いなということが言われておりますし、特に、今後予想されるのが、やっぱり、通学のための高校生やお年寄りではないかなというふうに思います。そういう点でもう少し大胆な転換が必要ではないかなというふうに思います。

そういう点では、率直に本会議でも神姫バスのトップと話をすべきだという意見もございましたけども、私は神姫バスも路線については一定撤退をしていただくことも必要ではないかなというふうに考えます。

その点で、波賀～千種間につきましては、斉木まで神姫バスが入っておりますので、途中でやめていただいて、国道から千種まで市独自のバスを運行委託をするというふうなことを考える必要があるんじゃないかなというふうに思います。その点で、料金も定額にして、100円、200円にしてやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それから、また山崎～一宮、一宮～波賀までを定額の料金にする。波賀～千種間も定額の料金にする。それから、千種～山崎間も定額の料金にする。こんな形でいかないと、導入してもなかなか利用が増えないんじゃないかなと。また、利用がしにくいんじゃないかなと、このように思います。その点でお考えがないのかどうか、再度お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 一つは、波賀～千種間だけコミバスの定額運賃にするということは一つは問題があるのではないかと。もう一つは、神姫バスを全区間やめるということについては、住民の方は、どういたしますか、神姫バスという民間の公共交通が走っておるといっても残してほしいという声も現にあるわけがございます。そういったところも考えなければならないというふうに考えております。

もう一つは、おっしゃいますように、乗車人数が増えなければ、どんな手だてをとっても負担ばかり増えるわけがございます。そういったところも真剣に考えていかなければならないし、本当に需要があるのかなというところも精査をしたいというふうに考えておるところでございます。

ただ、少し定額にした場合の積算も我々やっています。少し数字ですけども、御報告を申し上げたいと思います。例えば、山崎～原間、年間に約1万9,000人ほど乗車がございます。経常的な収益としては854万8,000円程度が神姫バスの

収益とあがっております。経費はといたしますと、1,581万4,000円ほどかかっておるといことになりまして、損失が726万6,000円ということでございます。その損失について、県と市が2分の1ずつそれぞれ負担をしまして、市は363万3,000円ほど、この区間において補助をいたしておるところでございます。これを仮に定額運賃300円とした場合については、年間予想人員を増えないという仮定におきましては、収益は635万8,000円になりまして、経常的な費用は同じくでございますので、損失が945万5,000円になりまして、これを県、市で2分の1をいたしますと、510万6,000円程度の負担になるわけでございます。約4割強になるわけでございます。これを全市に置きかえますと、仮に1.4倍になるとすれば、今の2,200万円の全市の神姫バスに対する市の補助について、1.4で3,000万円程度に増加するのではないかというふうに考えております。

そういった中で、乗車人数が本当に増えるのかなというこの問題も絡めまして、本当に真摯な意見をしなければならぬというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） こうしたコミュニティバス等につきましては、市と県の支出金で平成21年度も対応されております。しかし、特別交付税等とか、また過疎債等々も充当できるんじゃないかなというように思いますので、やっぱりそういう点でもう少し神姫バスにおんぶにだっこだけではなしに、単独のコミュニティバスのほうが利便性があるのではないかなというふうに思います。

特に、染河内でも私どもも旧町時代、本当に神姫バスがなくなったら寂しいと言われておりましたけども、実際、そうした民間、神姫バス等につきましては、利用実態が少のうございますので、それから、また大型バスでございますので、なかなか住民が必要な時間帯に運行されていない。こんな実態もございますので、やはり、もう少し神姫バスとの調整の中で、神姫バスの助成よりは、市独自のまた民間委託をしたコミュニティバス等、もう少し小さい車両で運行経費を下げっていく、このことのほうがいいのではないかなというふうに思います。

その点で、今後とも私自身は、指摘・要望をしていきたいと思っておりますので、この件につきましては、要望、意見等にとどめさせていただきまして、次の議題に移らせていただきたいと思いますというふうに思います。

次は、地域情報通信基盤整備事業についてでございます。

総務部長のほうは、十分投資効果があったというように言われておりましたけれ

ども、聞いてみますと、山崎町域では一般家庭の設置状況が81%、ほかの一宮、波賀、千種は90%から95%でございます。中心部の山崎で設置状況が81%というのはどうなのかなど。

それから、またWINKの加入、これはテレビにつきましては、山崎町域で40%と言われておりますので、やっぱり少し投資等が過大ではなかったかなというように私は考えますけども、その点再度答弁を求めます。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） まず、山崎町区域81%で現在ございます。ただ、山崎と千種は第2期工事で工事をしています関係上、一宮と波賀とは若干のずれがあるというように思っておりますので、現在81%から言いますと、かなりの今後達成ができるというふうに思います。

次に、WINKのテレビの状況でございますが、御存じのように、旧の山崎町区域は電波の良視区域であるということから、テレビの加入については約40%程度にとどまっているという状況がございます。ただ、今後、高齢者世帯でのデジタル化への対応ができない人とか、そういった人については、WINKが4年間アナログ波も延長をするというようなこともございますので、そういった格好から促進も含めて推進をしてまいりたいというように思っております。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） この地域情報通信網につきましては、今後におきましても、もう少し市民局ごとの放送内容の検討とか、それから、また十分な活用等につきましては、市民、住民の意見を聞いて対応をしていただきたいとこのように思います。それでは、また次の議題に進めさせていただきたいというように思います。

一般廃棄物の関係でございますけども、特に、にしはりまの関係でにしはりまの施設の計画から宍粟市もそれに見習ってということでございますけども、やっぱり、市長自身もごみゼロということで、非常に施策的にも展開されている経緯がございますので、もう少しこの分別、リサイクルについて品目を増やすべきではないかなというように思います。

その点で、前回の議会でも質問した経緯がございますけれども、特に、アルミとスチールの関係でこれを一緒に回収をするという点ではどうなのかなど。特に、やっぱりアルミ缶とスチール缶は全然性格的にも違いますし、また、私ども一宮南中学校区では、アルミ缶の回収をして生徒たちが活動に当てているという状況もございますので、今の時代に全くあわない収集方法ではないかなというように思います。

ので、その点再検討の余地はないのかどうか、再度お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 議員御指摘のとおり、この施設ではアルミとスチールについて、磁選機があって、それで分けられるということになるわけですが、市長のほうからも特にこの分別については、再度受け入れ側としては、混同でもいいけれども、分けていくというようなことについても、今住民に一定定着しているものですので、議員もおっしゃるように、集団回収等にそれをまわしていくかというようなこともあわせて、もっと市民の意見を聞く中でアルミとスチールについて分けていく、今現在定着しているものをそうできないかというようなことについても、市民の声を聞く中で、最終来年度の早い時期にこの方針について決めていきたいというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 私ども、今の循環型社会の状況からいっても、本当に分別については、住民の協力、市民の協力が本当に必要ではないかなと、このように思うわけでございます。そういう点でも、アルミと缶の分別については、これは僕はもう市民の理解が得られるんじゃないかなというように思います。その点で、今後とも市民の意見も聞きながら、是非ともスチールとアルミについては分別収集に改善されるよう強く求めておきたいというように思います。

続きましての、にしはりまの施設計画ができておりますので、特に、ほとんどの資源ごみにつきましても、にしはりまの施設に搬入しなければならないという計画でございますけども、やはり、にしはりまの施設も大きな施設でございますし、今後、運営経費等もかかってまいりますので、やはりあそこまで搬入するよりはもう少し地元で、市内でそうした資源ごみ等につきましては、処理をしていったほうがいいんじゃないかなというように思いますし、また、昨今、収集業者、廃棄物の業者等も一定増えておりますし、また、雇用の拡大にも役立ってまいりますので、その点再度検討する余地がないのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 議員おっしゃることについて、こちらのほうもよく理解できるところであります。しかし、にしはりまのリサイクル施設の規模等について、根底のところでは決定していった段階のことでもございますので、こちらのほうとして考えておりますのは、ただいまも答弁の中で申し上げさせていただきましたが、何とか集団回収を進めていくというところで、経費節減を図っていくような方

法を考えていきたいなということを思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） にしはりまの施設の関係につきましては、宍粟市独自でなかなか判断ができない点もあろうかと思えますけども、市長等におかれましても、やはり、にしはりまの施設、私自身は当初から大きな施設、巨大過ぎるということを指摘してまいりましたけども、今後の運営経費等につきましても、それから、また宍粟市から光都まで搬入する経費等も莫大な経費も予測されますので、ごみの減量化とあわせて市内で処理をしていくということ等につきましても、今後検討されるよう強くここで求めておきたいというように思います。

先ほど、部長の答弁の中でも集団回収等にも力を入れていきたい。また、住民の意見を聞いて対応したいと言われておりますので、少し部長の答弁もこの間のやりとりの中で変わってきたかなというように思いますので、なるべくそういった形で対応していただきたいなということを、ここで強く求めておきたいというように思います。

続きまして、4点目の議題に移らせていただきたいというように思います。消費者相談についてでございます。

冒頭の答弁の中で、多重債務者、平成22年度は7件ほど解決をしたという答弁でございましたけども、具体的にもう少しこの7件の中で、本市の税の滞納等について、まず滞納の税金を納めてもらって、その後、生活が立ち直ったかどうか。その相談された方が、後の生活等についてどうなっているか、個別案件ではございますけども、もう少し丁寧な答弁を求めます。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） その件に関しまして、7件のうちで税務相談を通して、税務課職員と私とこのほうの消費者相談員とが連携を取りましてさせていただいたものが2件でございます。それから、人権相談室のほうへ相談に来られた、その中から多重債務ということによってわかっていったケースが1件でございます。直接、消費者相談の窓口に来られたのが4件というようなことで、そんな内訳になっておりまして、特に今も議員おっしゃいますように、税の滞納のところ、職員との連携の中でいろいろ実情を懇談していくというか、そういう聞き取りをしていく中で多重債務というようなものがわかってきた。それらについて、相談員のほうは弁護士会のほう、それから、また司法書士会のほうにもそういう多重債務に関します相談

窓口がございますので、そちらのほうに繋いでいったというようなケースがございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） この関係については、多重債務そのものの相談と、やはり税の滞納ということで、多重債務の関係で滞納になっている可能性もございますので、もう少し税の滞納期間中の特別徴収ということで、本市でも対応されておりますけども、やはり、滞納の回収に当たられる職員の方々につきましても、よく住民の方の滞納の原因等につきまして把握されて対応をしていただいて、多重債務が原因ならば、また市の専門の窓口で対応しているというような形を取っていただきたいというように思います。

特に、先ほど部長が答弁されましたけども、今度、新しく4月から宍粟市の新しい北庁舎で窓口を設けるといってございまして、私ども一宮の方々から聞くと、なかなか山崎までは行きにくいという点もございまして、各市民局でそういう担当の職員の方々の研修等もよくされて、少なくとも市民局長や副局長当たりなども、そうしたことで懇切丁寧に対応できるように、また、住民の窓口で対応できるように研修等を強くされることを求めたいと思います。その点でどうなのかお尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、非常に大事な問題、何点かいただいたわけですが、この相談窓口の関係は、これからも充実をどんどんさせていかなければならないと思っております。

特に、市民の方々にも、また議員の皆さんもそういう宣伝をといますか、啓蒙をしていただきたいと思いますと思うんですが、例えば、私が直接受けた質問もあったわけですが、相談もあったわけですが、督促が何回も行っても1回も行っていないということがございました。それは、私のところに直接入ってきまして、市民局長にすぐ出会うようにというようなことで、いろいろ聞きましたらそんな問題もありまして、それだったら早く来てもらったら分割でありますとか、いろんな方法を講じられると、そんなケースもかなりあるわけでありまして。

そういったことで、我々としてもそうしたことに十分親切に対応してまいりたいというふうに考えておりますが、そうした方がありましたら、直接なり、あるいは間接にさせていただいたり、あるいは電話等でいただきましたら、出向いたりするこ

ともやっているということでございますので、その点もひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、廃棄物処理の関係、ちょっと申し上げたいと思ひますが、時間ないんですか。私も環境については、これからの世紀というものは、やはり環境というものは非常に大事であるということから、そうしたことを考えているところでありま

す。そういう中で、先ほど缶の、これもですが、議員は今そうおっしゃいますし、私も当然そうだろうと思っております。しかしながら、皆さん方の中でも一緒にやっ

て何で悪いんだというような意見も出てきたことではないかと。そういった意味で、ひとつ宍粟市というのは、これだけきれいなまちでありますので、そうしたことも議会としても一致団結して、そういう方向を進めていただければ非常にありがたいと思ひます。ちょっと時間を残しております。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 相談窓口、私どもも10数年前から多重債務の関係についてはいろいろ相談を受けまして、弁護士さんとも相談しながら対応してきた経緯もござい

ますので、特に税の特別徴収に当たられる方々も、もう少しそうした知識も持ちながら、市民との接点を増やしていただきながら、市の専門の窓口で対応されるよう強く要望をしておきたいというように思ひます。

最後になりますけども、西深地区の皆伐山林の状況でござい

ますけども、再度お尋ねしますけども、2年以内に植栽ということで許可を出したか、伐採をされたという経緯がございましたけども、実際この具体的事例で西深の山林につきまして、所有者の植栽の状況、それからまた、こういう状況でござい

ますので、治山事業等で対応できないのかどうか、再度お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、お答えをいたします。

西深の件につきましてのみならず、伐採につきましては、保安林の場合はそれぞれ関係法令で厳しく制限をされてお

りまして、今お尋ねの植栽後につきましても義務づけられておりますが、当該西深の場合につきましては、普通林ということで、現行は市が計画をしております森林整備計画に基づいて、それぞれ指導徹底を

しているというところで、今ありますように、当該につきましては、平成20年10月の3日に届けが

出されまして、完了が平成21年3月末ということで、2年間の伐採後の植栽の期限ということになりましたら、今年度の平成23年3月31日とい

う状況になっているところでございます。

その中で、伐採の計画の内容を見ましたら、スギ、ヒノキ、広葉樹等3万1,000本を約9.5ヘクタールに植栽するというふうになっております。この間、それぞれ今御指摘のように、台風9号等々により非常に危険な状態にもなっております。県の光都農林等とも現地の踏査をさせていただきましたが、先ほど、市長の答弁にもありましたように、やはり公共事業をやる場合には、それぞれの保安林指定、前提となります植林が最優先となっております。私どももこの届け出の期限中に再度申込者に対してもそれぞれ課題もあろうかと思いますが、厳しく指導もしてまいりますし、あわせて治山事業の誘致についても検討してまいりたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 以上で、15番、山根 昇議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時45分まで休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時45分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

5番、西本 諭議員。

○5番（西本 諭君） 5番、西本 諭でございます。議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

まず、一つ目は、子ども読書推進事業についてであります。

昨今は、急激なメディアの発展の裏で「活字離れ」が叫ばれております。

先日の朝日新聞に「児童文庫 活況」との文字で記事が掲載され、書籍全般では減少傾向にある出版業界にあって、小中学生向けの「児童文庫」が堅調であるとの記事、従来の「岩波少年文庫」「青い鳥文庫」に加えて、集英社は「みらい文庫」、角川グループは「つばさ文庫」と次々に「児童文庫」を創刊すること。児童文庫が活況の裏には、出版社側の創意工夫もありますが、記事は好調を支えているのは学校での「朝読」であるとしています。

私たち公明党は、一貫して子どもたちが読書に親しめるよう取り組んでまいりました。具体的には、子ども読書年の2000年1月に党として国会議員による「子

ども読書運動プロジェクトチーム」を設置いたしました。以来、学校や地域、家庭での「読み聞かせ運動」、学校の始業前に10分間自分の好きな本を読む「朝の10分間読書運動」通称「朝読」、そして、赤ちゃんと保護者に本を贈り、絵本を開く楽しさを体験してもらう「ブックスタート運動」等、子どもたちの読書環境づくりを積極的に推進してまいりました。あわせて、法整備も推進し、学校図書館の整備、充実も図り、図書環境に対して着実に前進させてまいりました。

この私たちの地道な子どもたちに対する読書推進活動が10年たった今、大きな成果としてあらわれたのだと思うと喜びもひとしおであります。私たちの草の根の運動が形になったと感じております。

また、学校現場の声としても、朝読により遅刻が減り、落ちついて授業に入ることができるようになった等々、うれしい報告も聞いております。

しかし、鳩山政権は昨年が国民図書年にもかかわらず、子どもの読書を推進する予算を大幅に削減、また、事業仕分けでは「子ども読書応援プロジェクト」は廃止されました。

現在、小中学校の「朝読」の実施率は70%まで拡大し、実施している小・中・高は全国2万6,500校までになっております。実施している自治体も700を超すまでになっています。子どもたちが本と触れ合うことによって、言葉を学び、歴史や異文化を学び、感情を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにします。宍粟の大切な子どもたち一人一人が故郷を慈しみ、心豊かな深い人生を生き抜くことができるよう、市としても読書環境の整備推進をできる限り支援をすべきだと考えます。

そこで伺います。

当市における読み聞かせ運動、ブックスタート、朝読運動の現状を伺います。

そして、小学校入学時に、本をプレゼントする「セカンドプレゼント事業」を提案いたします。いかがでしょうか。

例えば、私どもが具体的に考えますのは、小学校入学の子どもたち全員に図書館や学校で選定していただいた数冊の本の中から、事前に保護者と子どもで選んだ本を1冊プレゼントする。子どもたちにさらなる本の魅力や楽しさを味わってもらいたい。さらに本を好きになってもらいたいと思います。例えば、1冊1,000円としますと、約400人、350から400だと思うんですけども、400人としたときに、40万円、費用としてはかかりますけども、是非検討をお願いしたい。

それから、子どもたちが家庭や地域、学校における読書活動の定着を目的に、仮に「宍粟市子ども読書活動推進計画」の創設を提案いたします。平成23年度の主

要事業として「読書活動推進事業」が示されておりますが、私どもと意を同じくするものと考えます。さらに幅広く、例えば平成22年度にありましたが、「田辺聖子プロジェクト」のように、何らかの成果を発表する場を設けるとか、交流の場を設けるなど本の魅力、楽しさを伝える事業を単年度で消えることなく展開できるよう5年、10年のスパンで計画を提案いたします。

次に、地デジ移行について質問をさせていただきます。

この質問につきましては、先ほど山根議員より質問がありましたので、重ならない部分で質問にお答え願います。

地デジ化まで5カ月となり、市としても着実に推進されているとは思われますが、当市の地域情報通信基盤整備事業は、地上デジタル放送に加え、音声お知らせ装置との併用であり、また、旧4町の放送設備の違いや共聴アンテナでの受信地域、ダイレクトに地デジ電波を受信できる地域とさまざまなケースがありますが、是非スムーズな移行を願いたいと思います。

姫路市内では、公民館や学校の地デジ対応テレビが盗難に遭うという事件も発生しております。地デジ化に向けて物騒な状況もあります。本年7月24日に、突然テレビが見られないことが起こらないよう、「地デジ難民」を出さないことを願い、宍粟市での現状を確認しながら質問をさせていただきます。

引き込み工事、宅内工事の実施状況は。そして、事業所、アパート、マンション等の接続状況は。この2問は、先ほど山根議員のほうで答えていただきましたので結構です。

そして、高齢者、低所得者対策や生活弱者救済の状況は。そして、切りかえ以降、7月24日以降のサポート体制は。ということで、お願いいたします。

次に、日本脳炎ワクチン未接種児童の救済について伺います。

最初に、皆様も新聞等で御存じだとは思いますが、3月2日から4日にかけてワクチン接種による死亡事故が4件発生いたしております。亡くなられた4名のお子様、御家族に対し哀悼の意をあらわしたいと思います。

私ども公明党は、ワクチン接種事業を積極的に推進してまいりましたが、本当に残念な思いでいっぱいです。私たちにとって命を守るためのワクチンが命を奪うとは信じがたい事実です。しかし、私たちは宝塚市での事故を受けて、即刻我が党の古屋衆議院議員を通じて厚労省に一刻も早い真相究明とワクチンの安全性の確認を要請いたしました。同時に、地元議員による事実確認にも動いたところです。

そして3月4日付で、厚労省より「小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチンを

含む同時接種後の死亡報告と接種の一時的見合わせについて」と題して発表がありました。当局や医療機関関係者も対応に追われているとは思いますが、新たな事故が起きないように、対応によろしくお願いいたします。

さて、質問に戻らせていただきますが、日本脳炎ワクチンの定期予防接種が昨年4月より再開されました。5年間にわたって積極的勧奨が中断されていたので、未接種児童が発生しております。

日本脳炎ウイルスに感染すると、回復しても重い障がいが残ると言われます。1966年には患者が2,017人に達しましたが、積極的な予防接種の推進により、1992年以降は年間10人未満になっております。

2005年に予防接種と重症のADEM（急性散在性脳脊髄炎）との関係が疑われ、積極的な勧奨は中断されておりました。

日本では少ないものの、東南アジアを中心に年間3万から4万人発症しております。日本国内でも依然として日本脳炎に感染した豚が多数確認されています。日本脳炎は人から人への感染はなく、感染した豚を刺した小型アカイエカという蚊に刺されることによって感染します。一日でも早い積極的勧奨が望まれておりましたが、新型ワクチンの開発が終わり、昨年4月から5年ぶりに再開されております。予防接種は、3歳から9歳までで4回接種しますが、全国で2005年から2009年までの5年間に未接種児童が生まれております。その数は1,000万人と言われております。

厚労省は、未接種だった人も公費負担で定期接種を受けられるよう対応することです。そこで伺います。市内の対象になる未接種児童は何人おられますか。

なお、二つ目の当市での対応については、今回は状況を鑑み、質問を取り下げたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 西本 諭議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 西本議員の質問にお答えをいたします。

初めに、日本脳炎ワクチンの未接種児童の救済の件であります。今御指摘のとおり、厚生労働省は平成17年5月30日付で、日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨を差し控える旨の緊急勧告を発令をいたしました。本市におきましても、その勧告を受け、積極的な勧奨を控えておったところでございます。

平成22年4月1日に日本脳炎定期予防接種第1期については、第1期の標準的

な接種期間に該当する者、平成22年度においては3歳に対する初回接種ということではありますが、これに対しまして、積極的な接種勧奨を再開するよう厚生労働省から通知があったところでございます。そうしたことから、再開がされております。

その間、積極的な勧奨を差し控えておりました間、1期、1期追加が未接種となりました子どもは1,971人でございます。

次に、未接種者への対応につきましては、厚生労働省において日本脳炎に関する小委員会第4次の中間報告を受け、予防接種法施行令が改正されるものと思われま

す。改正後、直ちに対応できるよう市の医師会との接種方法との事前協議や体制整備を図りつつ、万全な対応で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

先般、医師会と担当者の中で平成23年度のいろんな計画の打ち合わせがあったわけですが、そのときにもそうしたことになるというようなことで協議がされたところでございます。

それから、あとの関係につきましては、教育長、また担当部長のほうからお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 御質問の読み聞かせ運動、あるいはブックスタート、朝の読書活動等についての現状、効果等につきましてお答えをさせていただきます。

まず、読み聞かせ運動につきましては、宍粟の市立図書館において「ブックトーク」というような形で、現在、実施しておるところでございます。あるいは、子どもたちに図書館でいろんな本を紹介するというような形と、それから、あるいは小学校、あるいは中学校に実際に訪問する中で、授業等の中でいわゆる読み聞かせと申しますか、そういうブックトークをさせていただいているところでございます。

また、市立図書館におきましては、毎週土曜日に絵本の読み聞かせや昔話を語る時間というように実際に設けております。大体、20人程度の参加があるようでございますけれども、そういう読み聞かせ、ブックトークをきっかけにして、また図書館に親子で本を借りに来るというような、そういうような形も見受けられるというふうに聞いております。

それから、ブックスタート事業でございますけれども、これにつきましては、各保健センターで10カ月健診をされるときに、親子に絵本を実際にお渡ししたり、あるいは1組ずつ丁寧に絵本を読み聞かせをするという申しますか、そういう中でお母さん方、お父さん方と申しますか、保護者の方に子どもたちに絵本を読んでもら

けるような本の大切さのお話をあわせてしております。

今年度につきましては、291組の親子につきまして、現在このブックスタートを実施したところでございます。

それから、朝の読書活動ですけれども、これにつきましては、学校に先生方で読書指導していただくという部分もあるわけですが、読書ボランティアの皆さん方にも御協力をいただいております。また、この読書ボランティアを対象にして、子どもと本というような形で研修会、あるいは講演会を実施させていただきまして、各学校に御協力いただく読書ボランティアへの支援もあわせて進めておるところでございます。

それから、学校の現場においては、小学校、中学校、全学校、今、朝の読書タイムというような形で読書の時間を確保して、本に親しむ機会を設けてやっておるところでございます。

成果としましては、やはり、読書タイムということで、そういう中で本に親しむという生徒が増えてきたというようなことも聞いておりますし、また、給食が終わって、朝の読書タイムのときに読めなかった続きを子どもたちが読んでいる姿が見受けられるというような、そういう報告も聞いておるところでございます。

それから、2点目の「セカンドブック事業」についてでございますけれども、現在、いわゆる家庭で保護者が読み聞かせや本の楽しさを実感していただくというようなきっかけで、ブックスタートという事業を実施しておるところでございますけれども、小学校の入学段階でということですが、いわゆる小学校、あるいは中学校含めまして、読書活動の推進という部分につきましては、例えば、国語科の中でどういう形で本に触れさせるか、あるいは、学校には図書館がありますので、図書館をどういう形で利用するか、あるいは、夏休み中に読書の奨励というような形で、どういう形で進めていくかと、いろんな場面で子どもに本に親しんだり、あるいは本と出会う機会、きっかけづくりを工夫しているところでございます。

この基本的なキーワードとしましては、いわゆるどう読書といいますか、本に親しむことを継続的に習慣化する、そういうものをつけるかという部分でございますので、御提案いただいております部分につきましては、総合的な読書活動推進事業の中で進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、3点目の「宍粟市の子ども読書活動推進計画」の創設ということでございますけれども、基本的に学習・学力状況調査にも出ておりますけれども、いわゆる小中学校の子どもたち、本が好きだという子どもたちにつきましては、それが

学力の向上に繋がっておるといような、そういう結果も出ております。そういう意味では、宍粟市としましても、読書活動推進事業という形で、今後展開をしてみたいと考えております。特に、学校の中だけでということではないわけでありまして、その習慣化というのは、家での読書習慣という部分もあります。そういう意味では、本年度、学力調査をさせていただきましたときにも、その中でも家庭学習、あるいは家庭でのそういう生活という部分にいろんな課題も出てきております。そういう意味で「家庭学習の手引」というようなものを作成しながら、具体的に例えば、水曜日を家庭読書の日にしましょうというように形で、親子で本に親しむ機会を設けていただくように呼びかけているところでございます。

また、学校と家庭とを連携をするということや、小学校と中学校、いわゆる小中の連携の中で、この読書活動を積極的に進めていくということ。それから市内の図書館、あるいは学校の図書館とうまく連携をしながら、子どもが主体的に読書活動をしていけるような環境づくりもあわせて進めていきたいと考えております。

御提案の部分につきましては、今後、参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 地デジ化に伴います御質問にお答えを申し上げます。

テレビは、御意見のとおり、現代社会においてなくてはならないものだということとは当然でございます。そういった意味で7月の地デジ化に対しまして、市といたしましても、今まで広報でありますとか、自治会長、そしてまた、推進委員さんを通じましてそういった対応の依頼をし、またPRも行っているところでございます。

そのような中で、現在、ほとんどの家庭がテレビを見ていただいている中で、電波が変わったときにどうなるかという対応につきましては、まず、国におきましては、高齢の方とか、それからテレビの買えない方、こういった方には変換機器の無償給付を考えられております。

それから、WINKにおきましては、先ほどちょっと申し上げましたが、今後テレビを買えなくても4年間程度WINKによって電波を返還をしてアナログ波を流し、現状のままでテレビが見れる状況をつくっていくという対応を行っております。

こういった施策を市でもこれまでもしておりますし、今後もそういった相談のことも推進をしてみたいということで、切りかえ後、7月以降も国においては、地デジサポートセンターというような支援策を設けまして、いろいろな相談業務等受け付けを行っておりますし、また、市のほうにおきましても、連携を取りながら

きめ細かい相談に対応していきたいというふうに思っております。その結果、突然テレビが見れないというようなことがないように、最善の努力をいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 5番、西本 諭議員。

○5番（西本 諭君） ありがとうございます。

まず、本のことですけれども、私どもの家庭だけではないと思うんですけども、テレビがあるわけですけれども、最近のテレビ、本当に視聴率を稼ぐためかどうかわからないんですけども、立て続けにいろんな情報を流してきて、番組でも、当初例えば7時からとか8時からとかいった番組が6時56分から始まるとか、そういう他局より前もってスタートして始まるとか、例えば、番組の中でも次の予告なり、宣伝なりを何回も何回も繰り返してやっていっている、そういうテレビにですけれども、見ているんですけども、子どもたちがこれをずっとこれを見続けていってどうなるんだろうかという思いがあって、この読書運動というのはスタートしているんです。実は。だから、ただ単に地道な活動ではありますけれども、そういうものに今のマスメディアに対して子どもたちが侵されないようにということで考えがあるんです。

ですから、そういう意味では、確かに地道な活動かもしれませんが、本当にそういう意味では、将来どんな子になってほしいかといったときに、これは皆さんも御存じだと思うんですけども、作家のレイ・ブラッドベリーという方がおるんですけども、「華氏451度」という本を書いて、これSFなんですけれども、これは昭和28年ですけど、もう60年前ぐらいに書かれた本なんですけれども、そのメインテーマは別にあるんですけども、これ読んだ人が感じているところで、要するに機械から与えられるものを無条件に受け入れることになれた人々は、知らず知らずのうちに思考力、記憶力、想像力、感受性を失っていく。まさに、私は今子どもたちがこういう部分に侵されているんじゃないかなと。確かにうちの子もテレビを見出したらとまらないというか、次々次々見ていくと、そういうテレビ局側の仕掛けもあるんでしょうけれども、そういう本当に大丈夫かなと、私は心配してそういうテレビだけではなくて、いろんなパソコンとか携帯とかいろんなものがありますけれど、そういうマスメディアから垂れ流しのよう流れてくる情報をそのまま考えることも何もなくて、次々受け取っていく、そういうことが積み重なっていったときに、本当に世の中を背負っていくような子どもたちに、これでいいのか

という思いが私にはあります。

それで、やっぱり、読書運動は大切になってくると思うんですね。ですから、これはただ単に本を読んでやりますというパフォーマンスだけじゃなくって、そういう将来の子どもたちが心豊かな子どもたちに育ってほしいという思いで、地道ではありますけども、これ今進めております。

ですから、そういう意味では、非常に大切な部分といいますか、でありますので、当然、当局の方もその辺のことは理解されてわかっておられるとは思いますが、是非、こういう思考力、記憶力、自分で考える力がなくなってしまうような、そういう子どもたちをつくらないために。

今、読書運動をすることによって、一旦は、このデータ見ますと、小学生で本は月10冊ぐらい読むそうです。中学生で4.2冊、高校生になると1.9冊、これは、いろんな事情がありますけれども、どんどん減っていっています。

そういう意味では、テレビを見たり、いろんなマスメディアにかかわる時間が多くって、自分たちで考えることがない。先日も私ちょっと塾の先生と話をしたんですけども、10年前に比べて10分の1も勉強をしなくなったと、子どもたちはというふうにその人は私に伝えてくれたんですね。

ですから、そういう意味で、一旦そういうマスメディアに侵されるかもしれないけども、それが物足りなくなったりして、また、自分の満足しない状況、それで、また本に戻ってくるという、そういう今の教育はそういう部分だと思うんです。ですから、この社会の流れの中で、テレビを見ないでおくということはなかなか難しいと思いますけども、そういう立て続けにきたときに、自分にふっと戻るためのきっかけになるのが、今やっている本の推進、読書運動だと思うんですね。

ですから、そういう意味で、先ほども質問の中で言いましたけれども、長期スパンで考えていただかないと、その年度年度でまたいろんなことを考えるのではなくて、そういう意味での考えをお願いしたいということで、是非垂れ流しの情報に対して、子どもたちがちゃんと自分の考えなり、自分のあれを形成できるように、一人でもそういう子が多くなるように、是非これは見えない部分かも知れませんが、大変社会に対するそういう戦いであるかも知れませんが、是非推進していただきたいなと思います。

教育長、そういう意味で、もう1回また、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 今、西本議員がおっしゃっていただいた、いわゆる教育の

中での読書活動の重要性というのは、非常に私も大事な部分であると考えております。来年度から、新しい学習指導要領がスタートするわけですが、その中でも、いわゆる読書活動というのは、非常に大事であるという、そういう位置づけもされております。

そういう中で、宍粟市といたしましても、昨年といたしますか、今年度ですけれども、いわゆる小学校と中学校を連携しながら、一貫して教育活動を推進していくという、そういう中で、読書活動も小学校と中学校が連携しながら、読書活動を推進していくということで、今年度につきましては、一宮北中学校区で実践研究をしていただいております。そういう中で、例えば、小学校の取り組みといたしまして、家庭読書デーの推進だとかというような形で、家庭と学校とが、あるいは地域とが連携して進めていくということや、それから、読書活動を推進する一つの方法として、いわゆる読書ボランティアを養成していくという、そういう地域の皆さん方の力を子どもたちに「読み聞かせ」だとか、「ブックトーク」だというような形で各学校に入っただいて、子どもたちに本に親しむ機会をつくっていただくというような、そういうような二つの視点で進めております。

そういう中で、例えば、実践の中で一つの課題といたしますか、出てきておるのが、例えば去年1年間、去年といたしますか、平成22年度やっていただいたんですけども、1学期そういう取り組みをやって、2学期にどういう成果、課題があったのかというような中で、例えば1学期と比べて家族で読書をするが増えましたかという、そういう部分につきましては、小学校で50%ぐらいの子どもたちが増えたと言っている。中学校では2割程度、逆に言いましたら、8割程度があまり変わらないというような状況がございます。それから、小学校につきましても半分程度はあまり変わらないというような、そういう状況がございます。

そういう中で、どういう形で家庭読書といたしますか、読書を学校、家庭、地域の中で支援していくかという、そういうところもこれからの課題ではないかなというふうに考えております。

いずれにしましても、子どもたちのもちろん、いわゆる学力の部分もありますけれども、豊かな感性だとか、想像力だとか、思考力だとか、そういう総合的な生きる力の部分で、非常に読書活動というのは、大事な部分がございます。そういう意味で少しずつ展開を広げながら、宍粟市の子どもたちが本に親しむような環境を整えていきたいと考えております。

○議長（岡田初雄君） 5番、西本 諭議員。

○5番（西本 諭君） ありがとうございます。

本当に、釈迦に説法のような話しましたがけれども、本当に、そういう意味で長い目で見えていただき、計画をしっかりと立てていただいてということをお思いますので、どうかよろしくお願ひします。

地デジ関係の話なんですけれども、先ほど、いろいろな市のほうでの接続状況とか、山根議員の中で聞きました。私のほうからは、まず、1月の広報にも出ているんですけれども、加入負担金の無料期間が3月末で終わると2万円がかかってしまうということなんですけれども、これは、本当に2万円の加入金が4月からは必要になってくるんでしょうか。お願ひします。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 現在の要綱等でも加入負担金はいただくということになっております。原則的にはいただきます。ただ、先ほど御質問もあったと思いますが、高齢者とかいろいろなことについては、今後また十分に検討する余地はございますので、検討したいと思ひます。

○議長（岡田初雄君） 5番、西本 諭議員。

○5番（西本 諭君） 私のほうは、要するに地デジ化になった以降のことも心配しておるわけでございます。私の自治会のほうでも、まだ高齢者の方が2人ほどできておりません。高齢者の方に地デジだとか、いろいろなチューナーがどうだとかいろいろな話をしても、なかなか繋がらない部分があったり、いろいろな状況があるわけですがけれども、国のほうでそういうサポート対応をやるということを出ていましたけれども、地元にししましたら、例えば自治会長はこの4月で交代されます。聞きましたところによりますと、情報推進委員のほうも3月末で終了すると、私自身が情報委員でしたので、3月末で終了するというところをお聞きしています。

そんな中で、一番なかなか厳しい残った人たちのフォローをちゃんとできるのかなというのが心配しております。高齢者になってきますと、僕らも今でもそうですけど、テレビが新しいこともあるんですけれども、テレビそのものが複雑になって、チャンネルがたくさんあって、どこのボタンを押したらわからないようなリモコンボタンがいっぱいありまして、そういうものを与えられても触れないという、僕らでもそういう状況がありますんでね、そういう細かいことなんですけれども、そういう状況もたくさん出てくるんじゃないかなと思ひます。

特に、私たちの自治会のほうは、共聴アンテナで今やっていますけれども、これが7月24日以降、撤去することになります。これはNHKとかその辺との、業者

との話しになるんでしょうけれども、やっぱりこういう自治会長がかわられる、推進委員もいなくなるという中で、共聴アンテナのほうの委員の方が、本当に高齢の方で非常に四苦八苦今されております。そういう部分での地域的な部分かわかりませんが、相談窓口とかそういうのはどんなふうに考えておられますでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 基本的には、テレビが見れるか見れないかは、国といただきますか、総務省の分担であるということは冒頭認識をいたしております。その中で、市のかかわりとしましては、消費者相談も総合センターも含めまして、いろんな相談を受けてまいります。そして、自治会長さんかわられますけども、今後、自治会長さんの引き継ぎ等、あと高齢者等の関係もございますので、民生委員さんの協力も得ながら個人情報に配慮しつつ、そういった地デジ難民が出ないように対応をしたいというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 5番、西本 諭議員。

○5番（西本 諭君） それで、「しーたん放送」なんですけれども、私も家にいるときにたまにこう見させてもらうんですけども、文字放送とそれから取材したような、そういうビデオが流れておるんですけども、例えば、私、個人的に見ていまして、ちょっとじっと見ていられるような状況ではないなというふうに感じております。

例えば、文字放送にしてもただ淡々と流れていく、それはそれでお知らせですからいいんですけども、ビデオをどこかから投稿されたものかどうかわからないんですけど、いろんなビデオが流れているんですけども、音声なり、画像なり、本当に見るに見かねない、対応できないようなそういうものが流れておりますし、もうちょっときちっとしたものにはできないのかなという思いがしております。

これは、太子町なんですけれども、太子町では広報にきちっと番組、何時からどんなのをやります、あんなのやりますみたいなものを全部番組表を載せているんですね、それなりの番組表を。ですから、そういう形でいつごろどんなのをやっているのか全然わからないし、つけてみて初めてこんなのをやってるなという形で非常に今の状態では見るに耐えないという状況で感じております。その辺の整備なりはいつごろに、どういうふうになっていくんでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） しそうチャンネルの御質問だというふうにお聞きします。

現在、情報提供をというふうなことが中心になっておりまして、いわゆる文字放

送が中心になっているわけでございます。そんな中で、それとは別に、宍粟の逸話であったり、また宍粟の祭りといいますか、地元の方がビデオを出していただいて、それを変換いたしまして、それを流させていただいているというような状況でございます。

今後、そういった協議会等々も組織化いたしまして、その辺についての検討も必要かなというふうに考えております。先ほど太子町の文字放送の関係のこの情報をいただきました。今後、それについても、番組表でお知らせをしていくというふうなことも考えさせていただきたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 5番、西本 諭議員。

○5番（西本 諭君） そういう意味では、30億円、全体では近い費用を捻出して、市民としても期待していますので、是非見て楽しい、見てさすがという宍粟市なりのそういう番組にさせていただきたいなという思いでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、日本脳炎のワクチンの件なんですけれども、今回、そういう意味ではワクチンの事故がございまして、ちょっといろいろ差し控えさせていただきますけれども、今回は日本脳炎ワクチンの未接種児が先ほど1,971人ですか、おられるということで、是非これはワクチン事業そのものが悪いわけではございませんので、いろんな見直しなり、いろんなことをしていくわけですが、是非この1,971名が接種できるように取り計らっていただきたいということをお願いするということで終わらせていただきたいと思います。

そういう意味では、ちょっと私自身のタイミングが非常に悪うございまして、あれなんですけれども、ただ、私たち公明党はそういう意味では必要不可欠なワクチン事業であるということで、安全性は第一ですけれども、人の命を救うという観点からさらに強力に進めていきたいし、それができると考えておりますので、是非御理解いただきたいということでもあります。

以上で終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、5番、西本 諭議員の一般質問を終わります。

続いて、13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 13番の山下です。一般質問を行います。

まず最初に、山崎町の上下水道料金問題について質問を行います。

山崎上水道事業は、昭和48年の計画時点で、町中心部の人口が1万3,000人

から2万人へと7,000人も増加する計画を立て施工したことが一番大きな問題です。前回、水道部長は当時の判断としては妥当であったと答弁しておられますが、公費を投入した事業である以上は、その結果責任が問われなければなりません。

そのために、水の豊富な宍粟市にもかかわらず、山崎上水道の料金が兵庫県下で6番目に高くなっております。もし、過大な水道設備をつくっていなければ、中心部以外の地域は簡易水道で整備しておれば、国庫補助金もあり交付税措置のある簡易水道事業債も使え、水道料金をもっと低く抑えることができたのではないのでしょうか。もし、周辺部を簡易水道で対応していたとしたらどうなっていたのか、一度試算結果を求めます。

上水道は、企業会計であり、一般会計からの繰り入れは消火栓の整備などに限られていますが、地方公営企業法18条第1項では出資ができることになっています。一般会計から出資することにより料金の引き下げはできるのではないのでしょうか。

平成21年度の上水道決算では、減価償却費が2億5,000万円あります。これは現金支出を伴わないものですから、会計上は資本的収支の不足額を補った残りは積立金として会計に残る仕組みになっております。その積立金は平成21年度決算でも、約15億円程度と言われており、この財源を生かすとともに、減価償却分ぐらいの引き下げを行っても現金ベースの会計は回っていくことになります。例えば、減価償却分の2億5,000万円の料金を引き下げるとすれば、幾らになるのか試算を求めます。

続きまして、下水道料金について質問を行います。

下水道料金は、人頭割の区域のみ市内統一を図る提案がありますが、山崎では従量制と人頭割の二つの制度が使用されており、ひとり暮らしなどで水道を7トンしか使用しない市民にとっては、とても大きな差があることが明らかになっております。

現行でも、従量料金では1,155円に対し、人頭割では2,500円と2倍以上の開きがあります。このような不公平な状況が長年放置されてまいりました。人頭割の統一だけでなく、下水道の起債償還は今後大きく減っていく傾向にありますので、引き下げを行い、従量料金制度に統一すべきではないのか。

続きまして、障がいのある人に雇用の場の確保をとということについて質問をいたします。

宍粟市障害者福祉計画によりますと、平成23年度中に福祉施設、または、特別支援学校から5人が一般就労することを目標としております。私は、目標が低過ぎ

ると考えておりますが、この目標は達成できるのか。障害者自立支援法により応益負担になり、障がいのある人たちの生活は苦しくなっております。宍粟市の公共施設の清掃など、さつき園などの福祉施設や市内作業所に委託するべきではないのか。

続きまして、3番目に自宅で生活できる24時間介護体制の早期確立をについて質問いたします。

2000年に介護保険制度が始まってから、保険料は年金から天引きされ、サービスを利用すれば1割の利用料を取られているにもかかわらず、利用者が本当に望む介護を提供することはできておりません。その原因の一つに、自宅で生活できる24時間の介護体制が確立されていないことがあります。

2011年度国家予算案では、24時間の対応の定期巡回、随時対応サービス事業が12億円計上されております。服薬、水分補給、深夜の排せつの介助など短時間の定期巡回訪問と24時間365日利用者の求めに応じ、随時対応するサービスを全国60市町村でモデル的に実施するものです。今こそ市が率先して、自宅での24時間介護体制を確立するべきではないのか。

続きまして、4番目に、し尿処理不正疑惑について質問をいたします。

先日、2月23日に市の職員に業務上横領罪で懲役2年の有罪判決が下りました。約350万円の横領なので、まだ不明金が1,000万円以上も残っております。1,000万円以上を手にしてしている職員などが何の罪にも問われず存在しているということです。このことは被害額約1,000万円を関係職員で賠償すれば済むというような問題ではありません。

2月22日の議員協議会で市長は、これからはし尿処理不正疑惑を解明していくと明言されましたが、議会においてもしっかりと明言していただきたいと思いますが、いかがですか。

はっきりしない疑惑についてお尋ねいたします。

①盗難し尿券の売買。現在、姫路市の職員が山崎クリーンに盗難し尿券を売りに行った時期が、本人の証言と山崎クリーンの証言と1年間の違いがあるが、どちらが正しいのかお答えください。

また、盗難し尿券を売りに行ったということは罪ではないのか。市長はどう思われますか。なぜ、告発をされないのか。

2番目、委託業者の不正。新証拠書類を添付し、検察審査会に申し立てを行い、水増し請求の1件が不起訴不当となっております。そのときの提出書類と最初の告発時の提出書類を見せてほしいと当局に資料を請求しましたが、資料は提出できな

いということでありましたので、現在、公文書開示請求をしているところでありませ

す。
今回の検察審査会の結果では、反映されていませんでしたが、日本共産党議員団が提供し、特命チームが実際に便槽を調べた新証拠はどのように利用されたのか。この新証拠を用いて新たに告発はできないのか。

水増し請求ははっきりしており、たくさんの市民が被害を受けております。しかし、市民に市は一度も謝罪しておりません。どうするつもりなのか、相談窓口の設置はどうなったのか。

3番、必要文書の廃棄。保管しなければならない文書について、どんな文書がなくなっているのか。また、残っている文書は何なのか。それらの文書名、保管しなければならない期間を一つ一つははっきりと示していただきたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（岡田初雄君） 山下由美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

あらかじめお断りを申し上げますが、山下由美議員の一般質問、若干正午を超える部分が出てくると思いますが、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、山下議員の質問にお答えをいたします。

まず、障がいのある人に雇用の場の確保についてですが、近年の雇用状況の中で、障がい者の一般就労についても難しいところがございますが、作業所等での就労訓練、あるいは職親制度の活用により、一般就労に繋がるように支援をしているところでございます。

特別支援学校におきましても、企業への体験実習など本人の訓練はもとより、企業との関係を深めていく努力をさせていただいているところであります。

障害者福祉計画の平成23年度目標値の達成につきましては、こうした目標に向けて努力をしていくということでもあります。

市の公共施設の清掃作業等の作業所や福祉施設への委託につきましては、各それぞれの事業所がどのような考え、あるいはまた、どのようなそうした就労形態を望んでおられるのか、あるいは持つておられるのか、そういったことをお聞きをしながら、施設の管理をする部局等にも連携をとりながら検討していく必要があるのではないかなというふうに考えております。

施設によっては、維持管理業務として委託しているものもあり、清掃業務だけ分

離発注が可能かどうか。効率的な、そしてまた、効果的な運営も含めて、そしてまた、事業所等のそうした考え方も含めて、いろいろ協議をしていく必要があるだろうというふうに考えております。

次に、自宅で生活できる24時間介護体制の早期確立についてでございますが、訪問介護の需要が増えサービスの提供が高まっている中、市内事業所でも好意的に、希望があれば、夜間のサービス提供にも応じていただいているのが現況であります。

国では、平成24年の介護保険法改正で24時間地域巡回型訪問サービスや小規模多機能型居宅介護と訪問介護を組み合わせた複合型事業所などの導入をとということで、今、その方針が出されているところでもございます。

検討段階では、「資本力のある大手の事業所以外では手が出せない」とか「人口密度の低い地域では効率が悪い」とか、現在そういった懸念する声も出ているというふうに聞いております。

宍粟市におきましては、第5期の介護保険事業計画策定の際に、地域のニーズに応じた計画的な整備ができるよう、実施の有無、必要性の高さ、給付費見込みによる保険料への影響等、あわせて策定委員会で検討していただきながら、方向性を出していきたいというふうに考えております。

次に、し尿券の不正処理の関係についてであります。収集業者の証言と本人の証言の違いについては、どちらか記憶の誤りがあるのではないかと推測するところでありまして。

現時点におきましては、その事実確認は非常に困難な状況にあるわけでありまして。

また、券を第三者に売る、譲る行為については、その入手が犯罪により行われたものでなければ、犯罪行為に当たるといえることが言えないところがございます。

なお、告発につきましては、その検討もいろいろしてきたわけでありまして、今、申し上げましたように、入手方法に犯罪性の特定が困難であるということの中で、難しいものであるというふうに考えているところでありまして。

次に、検察審査会に提出した資料等の御質問ですが、新たに協力をいただきました御家庭の便槽容量と、その家庭で保管されておりましたくみ取り通知書を新たな資料として提出したことで、告発した25件のうち1件について「不起訴不当」の議決がされたものではないかというふうに考えております。

また、新たな告発につきましては、その有効性も検討する必要があるというふうに思います。

また、市民の皆さんに対する謝罪につきましては、事件発生当時にもあつた

うと思いますが、マスコミや行政懇談会を通じて、おわびや経過の説明を私どももしてきたところであります。

また、これまでの市民の皆さんからの相談につきましては、電話等をいただいております場合等につきましても、訪問をし、個別の対応をとっているところでございます。

その他の質問につきましては、それぞれ担当部長がお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 私のほうからは、4番目のし尿処理の必要文書についてお答えを申し上げます。

この関係文書につきましては、市民生活部と総務部で連携して整理を行っているところでございます。

大きく四つ、保管しなければならない文書、そして、なくなっている文書、残っている文書、そして保管の期間と大きく四つあると思いますが、今、現在、残っている文書と保管期間については一定整理ができております。現在、最終確認を行っているところでございます。

ただ、保管しなければならない文書が条例、規則、要綱等によるもの、並びにこういった関係の事務処理につきましては、何がもとになって、何によってチェックするとか、そういった今後のことも含めまして厳格に事務処理するためには何がいいのかということ、そういった要綱、規則も含めまして、関係者の聞き取り、実務者の見解等から今整理を行っております。

したがいまして、その保管しなければならない文書という定義づけができた後、残っている文書を除きますと、なくなったと申しますか、それも含めて必要な書類が明確に出るというふうに思っています。

そのことの整理については、申しわけございませんが、いましばらく時間をいただきたいと思っております。できましたら、議長と相談をして、また適時に報告をしたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 私のほうからは、山崎町の上下水道料金問題についてお答えしたいと思います。

山崎町の上下水道料金問題についてであります。山崎上水道事業は、昭和48年度から第3次拡張事業において、既存の簡易水道がありました城下地区、それから河東地区の一部とその周辺の未普及地区を給水区域に拡大するとともに、老朽化

した上寺の浄水場をその区域に供給できる能力規模に改良する事業でありました。既存の簡易水道施設の状況は、老朽化が激しく、水源においては水量や水質も不安定な状態で断水などの給水不安が常に危惧されておりました。

また、未普及地域においては、豊かな自然環境の中で、各戸が生活できる程度の水量は確保できますが、その集落なりその地域全体を賄う水量の確保をするほどの水源が見つからないことから簡易水道事業を断念し、上水道区域に編入することとなりました。

整備の財源につきましては、上寺浄水場新設整備事業においては、上水道事業でありますので、補助金はありませんが、その他の既存の簡易水道や未普及地域の整備においては、国庫補助、交付税措置のある簡易水道統合整備事業で整備を行っております。もしも、地域を賄える水源が確保できたとして、御質問のように既存の簡易水道の整備や未普及地域を簡易水道整備事業で行うと、その地域に取水施設約12億円ほど、浄水施設約30億円ほどが必要となり、施設整備費は増大していたと考えられます。当然、整備費が増大する関係から水道料金水準も今より高く設定しなければならないと考えます。

次に、出資金についてであります。公益企業法にありますように、出資は建設改良工事を行うに当たって、自己資本として必要とされる一般会計からの出資金及び財産等をいうものであります。御質問のように、収益的収支によって算定される水道料金に関するものに充当することや収益的収支の不足を賄うためのようなものは含まれないとされています。上水道事業にあつては、公営企業法の趣旨に沿って建設改良工事に際して出資を行っているところであります。

次に、減価償却費相当額を料金引き下げの財源として利用できないかですが、減価償却費など現金支出を伴わないものは、補てん財源として内部に留保し、資本的収支に不足が生じたときにその不足額に充当する財源として使用するものであります。

しかし、その財源の中に、毎事業年度において発生した利益剰余金もありますので、料金見直しの際に値下げもできないかという検討をする中で、下げる材料としての活用をこれから検討していきたいと考えております。

次に、下水道使用料は、「従量料金制度に統一すべきである」との御質問に関しましては、前に藤原議員にも答弁いたしましたように、下水道事業は特別会計で運営されておりますが、平成25年度には公営企業法適用の企業会計での運営が国で今検討されていることから、使用した水の処理費用に対する負担が明確となることか

ら、従量制による使用料の算定を検討し、市内同一使用料に統一したいと考えているところでもあります。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それでは、まず、疑惑をはっきりさせなければならないし尿処理不正問題から再質問をさせていただきます。

2009年、平成21年の4月に市長選の第一声で、田路市長はこのように発言されております。こんなふうには、私も神戸新聞に載っていたのを今も保存しているんですけども、ここに田路市長しっかりと載っておられます。この中で、「2年前に発覚したし尿処理券の不正使用問題でも市民への報告が明らかに足りない。こんな不透明な体制を続けてよいのか。情報公開を徹底するクリーンな体制に一新すべきだ。」このように発言されておりますのに、いまだにたくさんのはっきりしない疑惑が残されております。

はっきりいたしましたのは、先日、有罪判決が下されました公金横領の約350万円の一部のみで、この公金横領だけでもまだ不明な公金が約180万円以上残されておりますし、全体では、いまだに1,000万円以上の公金が不明なままであります。

盗難し尿券を売りに行ったとはっきりわかっている職員が何の罪にも問われてない。死人に口なしで終わらせようとしているのではないか。公文書が大量に廃棄されている可能性があるのにはっきりしない。委託業者の水増し請求についても、一部のみ不起訴不当になりましたが、罪に問われてはいない。水増しは3カ月だけではない。市民に何の説明も謝罪もないなど、市民にとっては疑問だらけであります。

このような状態で終わらすことは、田路市長に1票を投じた市民に対する裏切り行為であると私は思いますが、市長はどのように思われているんですか、お答えください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、裏切り行為だとおっしゃいましたが、私はこの問題一生懸命やってきたつもりであります。むしろ、発生からその後何年間かの経過のほうが大事じゃないんでしょうか。私は、今の言葉は訂正をいただきたいと思っております。

し尿券を売りに回ったということではありますが、これにつきましても、先ほど申し上げましたが、誰からもらってということが、発言の中で、確定できない人からもらっているということが言われておるわけであります。そういうことで、今、検

察審査会に問題提起をして、これから検察庁でいろいろ行われるわけではありますが、再審になるかどうか分かりませんが、そういうことを待ちながら、その件について再審されて、そして明らかになるということを望んでいるところでもあります。

また、残された賠償の責任につきましても、先般、任意の請求を發したところでもあります。そのことも御理解をいただきたいというように思います。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 私は、それは以前の市長に比べたら、よく頑張っておられるとそのように思います。しかし、先ほど私が裏切り行為ではないかと言ったのは、まだ、1,000万円以上の公金が不明なままであるのに、これからもしっかりと調査をしていくというふうに質問では私そう言っていたんですけども、そのようにお答えにならないこと、このことについて申し上げたわけで、決して頑張っておられないというようなことを言っているわけではありません。そのことをよくわかってもらいたいなと思います。

また、今後どのような体制を組んで、これらの疑惑をはっきりさせていこうと市長は思っておられるのか、お答えください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） だけど、裏切りという言葉はそんなことではないんですよ。そのことを十分認識をいただきたい。

今後、どうするかということですが、この間も協議会とかで常に言っておりますように、まだまだ疑問点がございます。これははっきりできるかどうかというのは、御承知のようにわからない。その中で、そういったことについても続けて頑張ってやっていきたいとそういうふうに思っています。一言も言っていないということですが、この間も言ったはずですよ。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それでは、その裏切り行為ということについては、私がちょっと言い過ぎたと思いますので訂正いたしますが、これからもしっかりとこの件を追及して行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、盗難し尿券を売りに行ったということは罪ではないのか。このことについてもう少し詳しく質問させていただきたいなと思います。

すみません。ちょっとその前に、この盗難し尿券の売りに行った職員の証言と山崎クリーンの証言と1年の違いがあるが、どっちが正しいのかということで、もうちょっと詳しくお尋ねしたいと思いますのでお願いいたします。

現在、姫路市の職員が、山崎クリーンに盗難し尿券を何ぼでもあるから買ってくれと言って売りに行ったわけでありますが、この職員は平成20年の6月から平成20年の12月まで、白谷市長時代に設置されましたし尿券調査委員会の事情聴取、この事情聴取をされたのが平成20年12月4日だったと思うんですが、このときに、現在の岩崎副市長と岡崎企画部次長が事情聴取を行ったと昨年12月の議会の私の代表質問で答えておられましたけれども、それは確かですか。また、そのときのテープは残っておりますか。お答えください。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 御案内いただいておりますように、私と岡崎次長で聴取をいたしました。テープはとっておりませんけれども、記録はございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 当時、テープをとったというふうなことを聞いていたんですけども、ちょっと話が違うなと思うんですけども、記録をしっかりと残しておいてもらいますよう、お願いいたします。

そのときの事情聴取の中で、その職員が答えております。平成16年の春に、山崎クリーンに職員より受け取った券200枚を売りに行った。券は持って行っていないのは事実であるが、山崎クリーンが買わないと言ったので、券を持って行っても仕方がないので券は捨てた、このように証言しております。

しかし、山崎クリーンは平成18年の6月に、現在、姫路市の職員が、平成17年の4月下旬から5月上旬に、旧し尿券が何ぼでもあると言って売りに来たが購入しなかったというふうに証言しておられます。証言に明らかに1年の違いがあるわけなんです。

昨年、12月の私の代表質問でも岩崎副市長はどちらが正しいかわからないと答えておられ、先ほど市長もはっきりしないというふうに答えられたんですけども、最初からこの調査に大変お忙しい中、協力して下さっております山崎クリーンが偽りの証言をしていると言われるのでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 証言の内容は、今手元に資料がございませんけれども、大体そのような内容だったと思います。1年の食い違いについては、前にも申し上げましたとおり、確認の方法がございません。後段言われましたもう一方の発言者の証言を疑っているということは申し上げたこともございませんし、そういうことも思っておりません。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） あまり時間がありませんので、次の質問に移らせてもらいたいと思います。

盗難し尿券を売りに行ったということは罪ではないのか。この質問なんですけれども、盗難し尿券を山崎クリーンに売りに行った、現在、姫路市のその職員は、平成20年12月の、先ほども言いました当時の調査委員会の事情聴取で、職員より受け取った盗難し尿券を山崎クリーンに売りに行ったというふうに証言しております。それで、このとき、盗難し尿券をこの職員に渡した職員が既に亡くなっているというふうに岩崎副市長は平成21年10月24日の記者会見で明言されております。私もその場におりましたし、また、神戸新聞でも発表されております。平成21年12月の一般質問で私がそのことをたゞしますと、特定はできない状況で発言をしたというふうに言われたわけですが、しかし、いまだに副市長は、この職員はし尿券を盗んでいないというふうに明言されておられないのですが、その後どういうお考えでおられるのですか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） ちょっと内容がわかりにくいんですけども、この証言のときについては、前にもお答えしましたように、確定のできない中でわからないということを行っているのでございます。ただ、そのときに盗難し尿券を売りに行ったという発言があったかどうかは定かではございません。その頭に盗難がついていたかどうかは、私はついていなかったとっております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） こういう話が持ち上がって、私もいろいろ調べてみたんですけども、この職員が突然御逝去されましたのは平成20年の5月なんです。そして、現在、姫路市の職員がこの人から券を渡されたというふうに証言したのが、平成20年の12月です。亡くなられて7カ月後です。しかし、平成18年の6月に山崎クリーンが、現在、姫路市の職員が旧し尿券を売りに来たというふうに証言されてから、この件についての内部調査は行われてまいりました。この件についての内部調査が始まりました平成18年6月から平成20年5月、この方が御逝去されました平成20年5月まで、この方は山崎浄苑で働いておられたんです。しかし、この約2年の間、この方が券を盗んだなどというような話は全くなく、何の調査もしておられない。むしろこの方は山崎浄苑でこんな事件が起こったことに心を痛めておられたのではないですか。違いますか。お答えください。

- 議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。
- 副市長（岩崎良樹君） 調査報告書にも細かく結果については書いてあるだろうと思います。ただ、何回も言いますように、その方が盗難をしたというようなことは、発言ありませんでしたし、そういう記録もないというふうに思っております。
- 議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。
- 13番（山下由美君） それならば、この場でしっかりと、この方はし尿券を盗んでなどいないと、もう一度はっきりと明言していただきたい。それから、今までの市の体質で、私はどうしても納得いかないというのは、何もしていない人を犯人に仕立て上げて、本当の犯罪者を市は今、守っているんじゃないか、そんなことは許せないと思うんです。ですから、その辺、先ほど言いましたように、この方は絶対にし尿券を盗んでなどいない。そういうようにはっきりおっしゃってほしいと思います。いかがですか。
- 議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。
- 副市長（岩崎良樹君） 何回も言いますように、その方が盗難をしたというような記録ありませんし、そういう事実の確認もしていないわけですので、そういうことは思っておりません。
- 議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。
- 13番（山下由美君） それならば、なぜあの記者会見のときにそういう発言をされたのですか。
- 議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。
- 副市長（岩崎良樹君） いろいろこの件についても議論がありましたけれど、私どもとしては、確定ができない状況の中で申し上げたというふうに考えております。
- 議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。
- 13番（山下由美君） そういうわけで、確定ができないという最初の質問に戻ってしまったわけですが、私は、やはり盗難し尿券の売買についてもちゃんと告発をして事実をはっきりさせるべきだと思います。先ほど言いました職員は、絶対にそんなことをしていないのだったら、そのときに使われていない旧し尿券は何ほどもあると言って売りに行った職員に、もう一度きっちりと事情聴取をして、そしてはっきりと告発をしていくべきだと思うんですが、違いますか。
- 議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。
- 副市長（岩崎良樹君） そのことは何回も市長からも答弁があったとおりでございます。なかなかその事実の確認もできませんし、既に警察当局におかれましても捜

査をしていただいている案件でございますので、私どもがどうこうという範囲を超えているというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 警察に捜査を依頼しただけだったら、実際に警察は動けないというふうに聞いておりますので、しっかりと告発をしていただかなければ、この残りの1,000万円がわからないままになると思います。その辺のところ、市長お答えください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） この問題、何回も申し上げておりますが、その職員がどこで券を手に入れたか、このことが実証されない限り、法律的にはなかなか難しいということであります。そういう根拠があってはじめて告発なりができるわけですが、そうしたことが誰から入手したか、あるいは家に置いてあったのか、そして今言われるように、亡くなられた方にもらったのか、そのことがきちっと確定ができない。本人は、もらったと言っているわけでありましたが、これが事務所から持って出たということになれば、当然、それはそういうこととなりますが、現時点においてのいろんな警察の調査、あるいは以前の調査、そういったもの含めましてもそうした確定ができないということに忸怩たる思いがするわけですが、法律的に難しいということであります。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 市長は、そのもらったこと自体が犯罪だというふうには考えられませんか。また、そのもらったとはじめ証言した人が明らかにそんなことをしていないということが、今はっきりわかったわけですから、再度きっちり事情聴取をして、そして、使われない旧し尿券を売りに行った職員は犯罪を犯しているというふうに見て、しっかりともう一度事情聴取と告発を行っていくべきじゃないですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今申し上げましたように、きちっとしたものが出てくればそういうふうになりたいと思います。しかしながら、もらったということそのものが法律的に罪になるのかならないのか、そのこともあるわけでありまして。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それは、市の顧問弁護士の見解なんですか。市長お答えください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これは、調査委員会もそうでありますし、顧問弁護士に相談しましても非常に難しい。そういうことであります。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） もう一度しっかりと調べてもらいたいと思います。何度も顧問弁護士がこう言ってたからできないとか、そんなふうに言われてきましたので、しっかりともう一度考えてもらいたいと、そのように思います。

続きまして、委託業者の不正について再質問させていただきます。

最初に、有限会社山口を告発したときの25件の水増し請求の提出書類は、平成20年の6月、7月、8月の3カ月間だけの水増し請求であります。平成20年11月11日付の神戸新聞によりますと、宍粟市は委託業者が平成20年6月、7月、8月、各家庭からのくみ取り料を水増しして請求していたと発表し、有限会社山口はガソリン代の高騰で経営が苦しくなったと釈明しております。しかし、水増しは3カ月間だけではありません。これは事実とは違います。

今年1月に検察審査会より、1件は不起訴が不当であると議決されましたが、この件が起訴されたとしても、平成20年の6月の詐取の金額5,880円のみのも罪となります。

しかし、実際は日本共産党議員団が提出した資料からもわかりますように、4年間ずっと水増し請求を続けております。ここに平成9年からの領収書も持っておりますが、平成20年11月にくみ取り業者が山崎クリーンに変わってからと比較いたしますと、ほとんどが高額となっております。水増し請求は3カ月のみではありません。本気で調査をすれば、水増しが3カ月だけではないことぐらいすぐにはわかると思います。それなのに、なぜ3カ月間だけの水増し請求分しか告発をしていないのか、お答えください。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 失礼をいたします。

私が当時、調査委員会並びに今の市長の特命を受けまして、し尿券の調査活動に元携わってきた者としてお答えをさせていただきたいと思っております。

当時、平成20年6月から8月の部分でございますが、そういった御指摘の中で、調査し得る御家庭に協力をお願いをいたしまして、くみ取り通知書の御家庭の控えを職員で班を組んで調査に行ったというふうに記憶をしております。

御指摘は、やはり、では、どこまで調査をして3カ月だけでは少ないのではない

かということですが、当時の判断といたしましては、やはり、市が全家庭を回るということには少し物理的にも無理がありましょうし、そうした事実確認をもって、市としては告発することで、後はやはり市に持ち得ない警察の捜査という部分、そういったところをお願いをせざるを得ないというような意味で、3カ月の期間に対する水増し請求について確認をしたわけで、ほかに他意はございません。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 先ほどそのようにおっしゃいましたけれども、市にはし尿くみ取り日報もし尿くみ取り通知書兼預かり書もし尿券の受け払い簿もすべて整理されておりますので、調べればすぐにわかることであると思います。私のようにそういったものを持っていない者でも約10年間の分の領収書を集めることができましたし、また、資料を提供いたしました5年間分のくみ取りの領収書も集めることはそんなに難しくありませんでした。なのに、3カ月間だけの水増し請求の告発しかしていないというのは、明らかに私はおかしいと思います。いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 市に保管をしておりますくみ取り通知書、日報につきましては、収集業者さんからいただきました定めによります様式であります。当時、そのものだけの点検では水増しか否かという確認ができませんでした。そこで、各御家庭の実際に業者さんにお支払いされたくみ取り通知書、領収書と比較することで、そういう行為が行われているかどうかということしか確認ができないという、当時の判断であります。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） そのお答え私はおかしいなと思います。なぜならば、まず、この水増し請求が発覚したのは、どのようにして発覚したのかと言いますと、日本共産党議員団が御家庭から1枚の領収書を借りてきて、そして、市に保管してありますし尿くみ取り通知書兼預かり書と比較いたしましたところ、明らかに水増しが行われているということが発覚したわけなんですよ。

だから、宋栗市が本気でその市民から何枚か3カ月だけじゃなくて、以前の分も借りてきて、それと比較すればすぐにわかることじゃないですか。言われていることは本当にわかりにくいし、すごくこういう言い方はどうかなと思いますけれども、真実を、ちょっと何と言いますか、はっきりと教えてくださらないと思うんですけどどうですか。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 平成20年の調査をいたしました状況を記憶を呼び起こしているんですが、私どもはそういう御指摘をいただきましたので、各御家庭のくみ取り通知書を、どう言いますか、3班程度だったと思うんですが、地域を分けて各御家庭を回りました。くみ取りを実際にされている。そこで、結果的に3カ月間に限ってくみ取り通知書をくださいという話ではなしに、結果的に集まったものがそういう25件の枚数であったというふうに記憶をしております。ですから、その3カ月間に限り我々は調査をしたものではなしに、でき得ればそういう各御家庭がお持ちのくみ取り通知書というものは、たくさんいただくという意味を持って調査をしたように記憶をしております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） でも、こちら日本共産党議員団の調査によりますと、すぐに5年間分の領収書も集めることができ、また、平成9年からの領収書もすぐに集めることができました。それは、やはり本気でされていないとしか思えないんですけども、その辺もしっかりもう一度考え直してもらいたいと思います。

続きまして、昨年12月の私の代表質問で、相談窓口の設置、このことを質問いたしましたら、岩崎副市長は相談窓口を設置する方向で準備をしたいというふうに答えておられるんですけども、その後何も聞かないんですけども、どうなったんでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 相談窓口については、特命チームは解散をしておりますけれども、そのかかわった者がおりますので、総務部と企画部のそれぞれ次長が担当して、個別の相談にかかわっております。その件については、市長の答弁の中にもあったというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それでは、相談窓口は設置せず、電話があったときに個別の対応をとっているということなんですか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 対応をとっているということが、相談窓口だという解釈をしております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） そのような相談窓口があります。電話があればすぐに相談

に応じますというようなことを広報されているんでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 広報については、今、檢察審査会にも申し立てをして、その結果を待っておりますので、法的に少し微妙な関係もございますので、その辺が確定した時点で、また新たに考えたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） そうしましたら、個別の対応をとっているということで、何の広報もされずにそのようなことを言われているわけですがけれども、今までに何件ぐらいどのような相談があったのか、お答えください。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

直接電話がございまして訪問させていただいた方が3名でございます。うち2名につきましては、そういった水増し請求に係る、3件とも水増し請求に係る御相談だったわけですが、2名につきましては、市が弁償できないという、公費でもってその方々に水増し請求の被害金額部分を補てんできないということを御説明をし、御理解を得たところでございます。それから、1件はその部分については理解はできないが、やむを得ないというような回答だったというふうに理解をしております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） この相談窓口の設置とか、相談はいつでも受け付けます、すぐに伺いますというような何の広報もされずに3件もの人から電話があったということは、もっと誠実に市が相談窓口を設置しております、電話があればいつでも伺いますというふうに広報されれば、もっともっとたくさんの方が利用されると私は思います。

私は、昨年12月の代表質問でも、本当に市民の方が納得できるような相談窓口を設置してもらいたいというふうにきっちりと時間をかけて伝えました。その結果の岩崎副市長の相談窓口を設置する方向で準備をしたいという回答であったと思っております。ですから、この間3カ月何の連絡もないということは、私はあれは偽りの答弁だったのではないか、このように思っておりましたし、また、提案があった検討委員会のほうに果たしてこうしますという連絡をしておられるのかどうか、その辺も疑問なんですけど、どうですか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 偽りの答弁では全くないというふうに思っております。今申し上げましたように、相談の対応はしておりますし、窓口を設けておる。ただ、広報については申し上げましたような理由で少し時間を待っておるというところでございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それでは、この問題は大きいのでしっかりと相談に乗ってほしいし、相談窓口の設置に向けて頑張ってもらいたいと思います。

続きまして、必要文書の廃棄について質問をさせていただきたいと思います。

昨年12月、私の代表質問で岩崎副市長が、当時の県庁舎の4階福祉部の事務所でいろいろな書類を整えながら調査して、そして、警察等の提出書類を準備していたと答えておられるんですけれども、そのときに、どんな書類が何冊あったのか、お答えください。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 記録が定かでないでございませぬので、詳細についてはわかりませぬ。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 大分時間をかけて調べておられるのに、わからないというのはやっぱりちょっとわからないんですけれども、そうなんですか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 内部調査をして、その保管場所については前も御説明しましたように、私が在籍をしておりました地域包括センターのロッカーに入れておったという記憶でございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） トラック7台分の公文書が市内のごみ処理場千種クリーンセンターで廃棄されたことをし尿処理問題検討委員会が確認したというふうには書いてありまして、それで、昨年12月の私の代表質問では、このことがまだはっきりしていないので、大事な問題であるので、これからしっかり調査するというふうには市長が答えられております。その後3カ月たちましたが、どう調査されて、どのような結果であったのか、市長、お答えください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） この問題につきましては、そういう燃やしたとかいろいろ言われておりますが、これも確たる証拠がない。しかし、燃やすということにつきま

しては、どこかに持って行かなきゃそんな大量にできませんので、美化センターでありますとか、そういったところの帳簿があるかないか。こういったことを探しておったわけですが、なかなか見つかっておらないというのが現状でございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） すみません。ちょっと私がいまいちわからないので、聞きたいんですけども、こういった公文書を故意に紛失した場合、その故意に紛失した職員というのは、どのような罪に問われて、どのように処分されるのか教えてください。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 職員の懲戒処分につきましては、懲戒規定がございまして、故意または重大な過失というような部分がございまして、したがって、その案件が故意なのか、重大な過失なのか、そういった点も考慮いたしまして、処分としては、やはり戒告から休職処分とか、重いものではそういったものまで及ぶと思います。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） その実際に公文書が紛失しているんです。特に、最も一番はっきりしておりますのが、たばこ屋さんにし尿券を職員が売りに行って、そこで領収書を書いて、その領収書の控えが平成15年、16年、17年は全くないとか、実際に明らかに故意ではないのかなというような書類もありますので、やはりここに宍粟市内に処分されなければならない職員が、今も存在しているということになるんじゃないかなと思うんですけども、市長どうですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これについても、誰が、いつ、どこで、どういう書類かというのがなかなかわからない。わかれば、これはもう一発、今おっしゃるようにそうした処分になるわけですが、これもなかなか場所も、その文書自身もどこにあるのかというようなことがわかりにくいところでもあります。

言われましたし尿の関係につきましては、何カ所かに置いてあるということがわかったわけですが、今、一回その全部1カ所に集めて来いと。警察に提出したものの、あるいは返ってきたもの、すべてを1カ所に集めるということで、今、指示をしているところであります。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） なぜわからないのかというのは、やはり、常識的に考えてもわからないわけでありましてけれども、実際に、大切な公文書が紛失をしていて、

たくさんある疑惑がはっきりしないという状態であります。そして、今の宍粟市にそういった意味でも処分されなければならない職員が、本当にほかの人たち一生懸命仕事をしてくださっているのに、その方がはっきりさせないだけに、宍粟市が本当によくないというふうに見られてしまうことを私は残念だと思いますので、やはり、処分されるべき職員をはっきりさせて、この問題を解決していくべきだと思いますが、市長いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それはそのとおりだと思います。ただ、この問題の大きな一つの壁になっておりますのが、旧山崎町において文書管理というのが非常にルーズだったのかなということが思われる。私の経験では、やっぱり文書台帳をつくってこの文書はどこにおいてあるということがきちっとなって、そして、廃棄するときにはどの文書を廃棄したかということを写真に撮って残したい。そういうようにしておいたわけですが、そうしたことがどこにあるのかさっぱりわからない、合併ということもあったからかもしれませんが、こういうずさんなことを、まずなくしていかなければいけないということで、その文書の管理のあり方等については、既にきちっとするようにしているところであります。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） まだまだ、たくさん質問したいことがありますし、最初に言った質問の再質問も全然できていないんですけれども、持ち時間の1時間が来ましたので、これで質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、13番、山下由美議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時30分休憩

午後1時30分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

その前に、先ほど山下議員からの質問で、岩崎副市長から答弁のありました件について、訂正の旨の申し出がありましたので、御報告を申し上げます。

平成20年12月4日の職員の事情聴取について、録音テープがない旨の答弁がありました。録音テープはあるとのことですので御報告をいたします。

それでは、一般質問を続けます。

12番、木藤幹雄議員。

○12番（木藤幹雄君） 12番、木藤幹雄でございます。議長の指名がありましたので、一般質問通告書に基づき質問をいたします。

まず、2点にわたって質問をしたいと思います。

まず1点目は、宍粟市の障害者福祉に対する施策・方向性についてお尋ねをいたします。

御承知とおり、現在、西播磨で30近い障害者施設・作業所があります。宍粟市内には、さつき園をはじめ8施設があります。

それは、あおぞら太陽の家、これは（身体）通所、NPO、山崎町内にあります。

さつき園、（知的）通所で、市直営で山崎町。

さつき作業所、（知的）通所、NPO、山崎町。

すぎの木工房、（精神）通所で、NPO、山崎町。

ひより作業所、（身体）通所で、山崎町。

チェシャーン・ショップ、（知的）通所で、山崎町。

しろう自立の家、（知的）これは入所でございますが、社会福祉法人で波賀町。

はりま自立の家、（身体）入所、福祉法人で一宮町。

宍粟市内には、障害者手帳保持者が約2,300名おられます。全国統計では、障害者手帳保持者は人口の約3%と言われておりますが、宍粟市内では5.4%で非常に高うございます。2,300人の中で宍粟市内にある、最前申し上げました八つの障害者施設の利用者はそのうち約150名であります。多くの障害者が自宅に引きこもりがちなのか、また、入所できない待機障害者なのか、これらの施設をなぜ利用できないのか、また、どのようにして生活しているのか、そういった行政で実態を把握されているならば、その状況をお聞かせいただきたいと思います。

次に、障害者自立支援法が、御承知のように平成18年に施行され、障がいの種別にかかわらず、サービスを必要とするための仕組みが一元化されました。つまり三障害一元化であります。これらを受けて、宍粟市も3年間で1期として障害者福祉計画を樹立されました。平成23年度が最終目標であると思っております。

そこでお尋ねをいたします。

計画どおり進んでいるのか。もし、進んでいないのなら、何が弊害になっているのか。また、障がいを持つ人や保護者に対する相談業務の実態をお知らせいただきたいと思います。計画の中でのグループホームは、これは共同生活援助、それから

ケアホームは共同生活介護、こういったものの整備はどうなっているのか、また、民間によるもの、具体的にまた民間に対する応援体制はどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

次に、三障害に関する会員数についてお尋ねをいたします。

身体、身体障害者福祉協会の会員数はどうなっているのか。

また、さつき園は民間委託と聞いておりますが、社会福祉法人を立ち上げるのに約1,000万円は必要とされておりますが、これは誰が負担されるのか。また、計画の建築費とその補助及び負担はどうなるのか。そして、完成後の運営に対する補助はどうなるのか。国、県、市、法人、その負担割合はどうなっているのか、お知らせいただきたいと思ひます。

次に、さつき園は市が知的障害者通所施設を民間に委託するだけに終わらないようにしていただきたいと思ひます。また、知的障害者施設にかかわらず、三障害対象の福祉施設を計画すべきと思ひますが、いかがでしょうか。

また、訪問系、日中活動系、居住系サービスのすべてを加味した施設を知恵を出して考えるべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

例えば、デイサービス事業は身体・知的。介護給付、身体・知的・精神。訓練等給付、身体・知的・精神。このようなサービス内容が可能な施設計画が市長の福祉に対する市民評価であり、また基本理念の「地域でともに暮らせるまちづくり」ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

次に、ケアホーム、グループホームを民間支援にとどまった場合、県への整備要望はどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。すなわち、県住の三谷鉄筋36戸、三谷テラス54戸、横須鉄筋27戸、須行名21戸、計138戸について、ケアホーム、グループホームの支援について考え方と取り組み、そして、県に要望されたのか、その内容についてお尋ねをいたします。

次に、県庁舎へ入る予定の福祉団体の家賃はいかほど考えられておるのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、2点目の隣保館の建設についてお尋ねをいたします。

これは、白谷市政から引き続いて私質問をして、非常にしつこいのではないかといいふうに思われるかも知れませんが、必要であるという考えのもとに質問をいたしておりますので、御理解を賜りたいと思ひます。

それでは、12月に引き続いて、隣保館の建設についてお尋ねをいたします。

福祉を中心に交流を深める、あらゆる差別を宍粟市から一日も早くなくし、みんな

なが安心して暮らせるまちづくりのためには、やはり、隣保館は必要不可欠であるというふうに私は考えておりますがどうでしょうか。建設に対して市長の英断を求めたいと思います。

次に、昨年9月に開始された広域隣保活動事業の活動状況についてお尋ねをいたしたいと思います。

平成22年10月から平成23年1月までの4カ月間の活動状況、内容についてお知らせをいただきたいと思います。

以上、第1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 木藤幹雄議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 木藤議員の質問にお答えをいたします。

障害者の施設利用につきましては、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、これらをお持ちの方が、先ほどありましたように2,386人ございます。そのうち約6割の方が高齢者でございます。介護保険制度を優先して適応いたしているところであります。

また、手帳をお持ちの方がすべてが常時障害福祉サービスを必要とされているわけではなく、軽度の方や心臓のペースメーカーをつけておられる方、あるいは人工透析を受けておられる方など、見た目には健常者と区別ができないような方もいらっしゃるわけでございます。

市としましては、手帳の申請や交付の際にサービスについての説明や障害者団体や相談員制度等の説明をしております、御理解をいただいているものだというふうに思っております。また、相談支援事業についても市で行っていますので、早い対応ができているとは思っております。サービスが必要な方には、必要なサービスを利用をいただいていると、そのように認識をいたしているところであります。

次に、さつき園の民営化に関しましては、現時点で保護者会、あるいは手をつなぐ育成会の御理解をいただきまして、手をつなぐ育成会を母体とした社会福祉法人を立ち上げ、既存のサービスをもとに新体系への移行を行うことに決定をしたところでございます。

御質問の法人立ち上げの際の負担等についてでございますが、新たな社会福祉法人の負担とならない方策につきまして、市としても法人の立ち上げの委員さんと一緒になって、最初からよくこの法人についての熟知をしていただきたいということで、一緒になって協議をしていこうと、こういうことでいたしております、また、

県のほうにも現在いろいろ協議をしているところでございます。

また、施設の建設につきましては、民間が実施する場合のみ国県の補助があるということから、その方向で調整をしており、さらに補助残につきましては、補助基準等に照らしまして、市が助成をしていくという方向といたしております。また、この2点につきましては、関連議案として時期を見て議会に提出し、御審議をいただきたいというふうに考えております。

次に、完成後の運営費につきましては、法に基づく市の負担が決定をいたしておりますので、それを基本に負担することといたしております。

次に、障がいのある方のための統一施設につきましては、このことによって、より効果的な運営がなされている施設も全国的にはあるというふうに聞いておるところであります。また一方では、弊害も確認されているというところもございまして、なかなかこの知的障害、身体障害、精神障害、それぞれ障害の種類と申しますか、そういったことも違いますし、程度においてもいろいろあるわけございまして、非常に難しい課題ではあるだろうと思っておりますが、将来的にはそういったことも見据えて検討はしていく必要があるのではないかな、こんなことを思っているところであります。

次に、隣保館の建設の質問でございますが、これにつきましては、木藤議員も申しつこいようであるがというお話ございましたが、私も同じ答えになるわけありますが、新たな施設の建設の計画というものは持っておらないところでございます。既存の施設を利用する中において、地域住民の生活の改善及び向上を図りながら、地域住民の人権に対する理解を深めるとともに、高齢化の進行、あるいは格差社会などに対応する行政施策を推進する必要があるというふうに考えております。

また、地域における人々との繋がりや再構築や社会資源の発掘などにより、地域力を高める施策の展開も不可欠であるということから、現在、城下地区を中心に実施をしております「いきいき地域づくり事業」を推進をしてまいりたいというふうに考えております。

あとの具体的なことは担当部長がお答えをいたします。

それから、次に、宍粟市の障害者福祉に対する施策、方向性の課題につきましては、担当部長がお答えをいたします。

それから、北庁舎へ入ります福祉団体の関係につきましても、担当の方から御説明を申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 私のほうからは、昨年10月から事業展開始めました「いきいき地域づくり事業」につきまして、この去年の10月からこの1月まで4カ月の活動実績についてということですので、御報告申し上げさせていただきます。

この大きく相談活動、それから調査研究活動、啓発活動、文化教養的な講座の活動、地域福祉活動とか、そういう活動に一応分けております。

相談活動としまして、既にいろいろ生活相談であったり、福祉相談であったりということで、延べ実施回数22回でございます。調査研究関係の講座だったり、教室のニーズの把握とか、そんな活動が9回実施しております。それから、教育啓発の関係では、体験学習とかということで2回、これには延べ人数22人ということであります。それから文化教養活動、能力開発も含めましたそういう講座ということで7講座実施をしております、延べ23回実施で204名の延べ参加人数というような状況であります。それから、地域福祉の関係の活動では、ひとり暮らしの高齢者の見守りとか、そんな活動で4回、その他地元民生委員さんとの懇談であるとか、そういう事業ということで20回ほど実施をしているという、この4カ月の活動の状況を申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） それでは、木藤議員の御質問にお答えします。

まず、市内障害者施設の施設の利用者でございますけども、151名のうち52名が入所をされております。それから市外施設への利用者、これにつきましては、110名、うち41名が入所ということになっております。

将来入所を希望されている方は7名ありますが、急を要する場合には随時相談に応じて対応をいたしております。この将来的な入所希望ということなんで、緊急性は低く、介護のような入所待ちといったような状態ではありません。

また、在宅で生活されている方に対しましては、それぞれ必要なサービスを利用していただき、地域生活を支援いたしております。平成23年1月の介護給付のうち訪問系サービス利用者が28名、それから日中活動系サービス利用者は30名、それから訓練等給付サービス利用者は76名というような状況になっております。

65歳以上の高齢者とサービス利用者を除いた「福祉サービス等利用のない方」は、障がい軽度であるか、内部障害などで一般就労されている方、また、学生等で利用希望が少ない方ではなかろうかと思っております。

市の窓口では障害者手帳の交付、また、再交付時に障害福祉サービスや相談窓口

について詳しく説明をいたしております。

それから、相談支援事業につきましては、市が相談支援事業所という形になっておりまして、本庁、それから市民局の窓口で随時対応をいたしております。当事者や家族を支援していております。また、地域においては、県から委嘱を受けられております障害者支援相談員という方がおられまして、随時相談に応じていただいております。

次に、障害者福祉計画の進捗についてであります。今年度は3カ年の中間年ということになっております。一部のものを除いて概ね達成できるのではないかなというような見込みを持っております。一部といいますのが、山下議員からありました一般就労の関係、これは計画的な計算数値で求めておるような関係で、達成が困難ではなかろうかなというようなことを思っております。これらにつきましては、介護保険と比べて対象者といいますのが極端に少なく、1人、2人といったところでも計画等に大きく影響してくるのではないかと思っておりますので、そういった面は御理解をいただきたいと思っております。

それから、もう1点がグループホーム、またケアホームについて、これについても検討をいただいているところもあるんですけども、まだ具体的には至っていないようですので、計画年度の平成23年度末に整備ができるかどうか、これもちょっとわからないような状況になっております。

施設整備に関しましては、民間で整備する場合には国県の補助がありますので、御活用をいただきたいと思っております。

次に、障害者団体の会員数であります。身体障害者福祉協会、これが1,010人、それから、知的障害者の手をつなぐ育成会101人、精神障害のすぎの木家族会、これが55人というふうになっております。

次に、市内におけるグループホーム、ケアホームの開設状況につきましては、現在は開設はされておられません。利用希望者につきましては、県内の施設を利用されている状況にあります。グループホーム7名、ケアホーム5名の利用となっております。その方々につきましては、家賃補助といった形で行っております。市内における施設の整備については、民間事業者に対してグループホーム等の新規開設サポート事業等補助事業についてお知らせをしております。検討をいただいているような状況にあります。

それから、事業主体となるべき法人から県営住宅で実施の希望があれば、県への働きかけや改修費の助成手続等を支援をしていきたいと考えております。公営住宅

でのグループホーム等の整備運営は、事業主体が管理者から許可を得て改修を行うというようなことになっておりますので、この改修についても国県の補助制度がございます。

運営費については、法に基づく給付費と家賃及び利用者の負担金で賄うことになっております。

グループホーム等の整備につきましても、単に衣食住が満たされるだけでなく、生活の利便性の確保はもとより通勤・通所あるいは通院が可能かどうか、周辺の理解や支援が得られるかどうか等、さまざまな要件を勘案し、場所や規模を決定していく必要があるとそういうことがありますので、検討も慎重になってきているのではなかろうかと思っております。

次に、北庁舎へ入る福祉団体の家賃についてであります。福祉団体であるということによる減免を50%予定しております。これを受けまして、年額16万4,148円と電気代の年間1万8,000円の18万2,148円となっております。この件につきましても、団体の方へお伝えをいたしております。また、使用目的や使用方法により許可できないこともある旨も伝えております。現在、利用形態等について協議がなされておまして、申請書が提出されましたら、担当課で許可判断をするというようなことになっておりますのでよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 12番、木藤幹雄議員。

○12番（木藤幹雄君） さつき園を今度民間に委託した場合、どういう形になるかわかりませんが、法人立ち上げますよね、その場合、質問でも言いましたように、約1,000万円のお金が必要になるんですけども、その点について具体的に何か市が援助するとか、それは全部今度受けるほうが持って立ち上げるとか、そういった点についてわかっておれば。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） その件につきましても、議員御指摘のとおり法人の資産ということで1,000万円基準であります。市としましては、今現在考えておりますのは、立ち上がる福祉法人に施設を無償譲渡していきたいと。その施設の譲渡をした資産でそれが1,000万円にはなるのではなかろうかなというような感じを持っております。資産は必ずしも現金ではなくて、そういったものでもいいということは聞いておりますので、現在、そこらあたりを県のほうのそういったものでいいかどうかという協議中でありまして、市としてはそういったものを考えており

ます。冒頭に市長から答弁いたしましたとおり、関連議案になるんで、そういった時期があれば、その無償譲渡なり、それから建設の補助といったような感じで、また議案等を提出していきたいというような考えを持っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（岡田初雄君） 12番、木藤幹雄議員。

○12番（木藤幹雄君） わかりました。

それで、質問の中でも言うておりますように、施設の建設費ですね、これについては、国・県・市から補助があるんですか。それと同じく運営費についても、市長のほうから答弁あったんですけども、国・県・市いずれも補助があるのか、その概要がわかっておりましたら。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） その点につきましては、建設費については当然、福祉団体が、社協が申請しますので、国県の補助があります。その残について、本来でしたら法人が持たなくてはいけないと、こういう形になるんで、それは何とか市で持っていききたいと、そういうふうを考えております。

それと、運営費につきましては、そこで入所、通所をされたりする場合に、運営費、給付費があります。これについては、国2分の1、県4分の1、市が4分の1というような状況で給付費を支給しますが、全体の運営的なのは、現在のところでは、市の投入というようなことは考えておりません。給付費に対する支給という。

○議長（岡田初雄君） 12番、木藤幹雄議員。

○12番（木藤幹雄君） それから、県住の件ですけども、答弁では申し込みはないと、現在はね、ということですが、申し込みがあれば政治的に県のほうへ繋いでいただけるんですね。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） その件につきましては、当然、こちらも支援していきたいと考えております。

○議長（岡田初雄君） 12番、木藤幹雄議員。

○12番（木藤幹雄君） 福祉関係について最後に市長にお願いなり、質問をするんですが、答弁の内容によりますと、三者一元化の施設はなかなか難しい面があるということは、私のほうも十分わかっているんです。ですけども、今、答弁の内容を精査しますと、建築費についても国県市の補助、それと運営費についても国県補助

があるというふうに聞いております。それから、立ち上げについても現さつき園の施設を評価して、それを1,000万円到達するかどうかわかりませんが、それに見合うような措置を講じたいという答弁でありましたので、せっかくそこまで手を入れてやっていただくんならば、現在、こうしてくれというのではなしに、市長も答弁されましたけども、将来的に、難しい面があるけれども、私の言うております三障害者一元化の施設の建設に向けてね、将来ですよ、将来に向けて検討をしていただきたいと思うんですが、その点だけ市長答弁お願いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これにつきましては、先ほど申し上げましたように、非常に難しい課題がございます。特に精神障害につきましては、いろんな形があります。そんな中で非常に困難なことでありますが、将来方向としては、そういったことも視野に入れながら、計画等を検討していく必要があるかなどこんな感じに思っております。

○議長（岡田初雄君） 12番、木藤幹雄議員。

○12番（木藤幹雄君） 1時間取ろうと思ったんですけど、持ちませんので、これを最後にもう終わりたいと思います。

最後に、提言です。市長に提言したいと思うんですが、市庁舎の一番市民の目につくところに「差別を許さないまち宍粟市」という大きな看板を立ててほしいと思うんですが、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） この問題につきましても、デザインとか形とかは別としまして、何らかの方法を考えたい、場所もどこになるかは別として考えたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で、12番、木藤幹雄議員の一般質問を終わります。

通告に基づく一般質問は終わりました。

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月10日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

（午後 2時02分 延会）